

速記録

第1回吉野川流域住民の意見を聴く会 (下流域)

日 時 平成18年7月22日(土)
午後 2時 0分 開会
午後 5時10分 閉会
場 所 吉野川市鴨島町
セントラルホテル鴨島

〔午後 2時 0分 開会〕

1. 開会

司会

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。ただいまから、第1回吉野川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。私、本日の司会を勤めさせていただきます、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所副所長の眞鍋です。よろしくお願いします。

1点、お願いがございます。喫煙についてですが、受付フロアとなっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配付資料のご確認をお願いいたします。配付資料の1枚目の配付資料一覧表をごらんください。ここに記載されている資料を配付いたしておりますので、ご確認ください。不足がございましたら、お近くの係員までお申しつけください。

次に、参加者の皆様をお願いいたします。本会議の参加に当たりましては、後ほど説明いたしますグラウンド・ルールをお守りいただきますようお願いいたします。また、会議の内容は公開いたしますので、発言に当たりましては、「参加者のみなさんへのお願い」をご確認の上、マイクを通してご発言ください。マイクは係の者がお持ちいたします。円滑な議事進行のためぜひご協力いただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては会議終了後にホームページに公開する予定です。どうぞ、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の「議事進行表」に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず初めに、開会に当たりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷がごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

河川管理者

皆さん、こんにちは。四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。まず、きょう、吉野川流域住民の意見を聴く会の開催に当たりまして、私の方から一言ごあいさつさせていただきます。

既に皆さん御存じかもしれませんが、平成17年11月18日に河川法に基づきまして、吉野川水系河川整備基本方針、将来全体というか、遠い将来の計画そのものが作成されております。この計画を踏まえた上で、今後、20年、30年の整備計画をつくっていくことになる

わけです。

最近の状況といたしますか、きのう、おとついとニュース等を見て皆さん御存じのとおり、今回の梅雨前線でも、幸いにしてこの四国地方では大きな災害は出ていませんけれども、九州、中国、中部と、非常に大きな浸水被害とか土砂災害が出ております。四国地方に限って見ましても、一昨年、その前と、たび重なるような浸水被害というか大規模洪水、また湧水被害等発生して、この吉野川流域にお住まいの皆さん方にも多大な被害が生じているという状況でございます。

このため、四国地方整備局としましては、流域の皆さんの意見が反映された吉野川河川整備計画を早急にといたしますか、河川整備計画をきっちり作り上げまして、必要な河川整備を着実に進めていきたいと、このように思っております。

そこで、先月、6月23日には吉野川水系河川整備計画素案、きょうまたこの場で詳細はご説明させていただきますけれども、この素案を公表するとともに、今後の意見の募集方法とか皆さんの意見を聴く会の開催等の予定について公表し、先月27日に第1回の学識者の会議を開催したのを初めとしまして、中上流域での住民の皆さんの意見を聴く会、市町村長さんたちの意見を聴く会等、順次会議を進めているところでございます。

この整備計画の策定に当たりましては、開きました会議で、専門的立場の学識経験者の方々、それから流域住民の方々、また関係市町村長さんたちからの意見を聞いて、案を修正する過程を繰り返し繰り返し行うということによって、できる限り多くの意見が反映された整備計画をつくっていきたいというふうに考えております。

また、いただいた意見につきましては、取り扱いの決定プロセスにつきまして、その理由とか根拠をできるだけ公開しまして、公表することによりまして、透明性を確保した上で、整備計画に反映させながら進めていく予定でございます。

吉野川流域は四国4県にまたがり、その流域には多くの方がお住まいになっておられます。できるだけ多くの方から、それぞれの立場でのご意見をいただくと、お聞きするということで、それらの意見を反映していくということにより、よりよい整備計画ということがつくりだされていくというふうに考えております。そういうことで、こういう形での会議を開催させていただいております。

今回提示しました吉野川整備計画素案につきましても、平成16年とか17年の洪水、湧水等のことも考えまして計画を作成しております。吉野川の課題を1つでも多く解決すべく、必要な計画を盛り込んでいるつもりでございます。

本日は吉野川水系河川整備計画素案に対しまして、流域に直接お住まいの皆様方それぞれの立場から、河川整備に対する具体的なご意見をお願いいたしまして、私の開会のあいさつとさせていただきます。では、よろしくお願いいたします。

3. 議事

1) グラウンド・ルールの説明

司会

ありがとうございました。

それでは、最初の議題であります、吉野川流域住民の意見を聴く会のグラウンド・ルールにつきましてご説明いたします。お手元の「資料2」の「グラウンド・ルール」をおあけください。

2ページ中ほどから、要点のみをご説明いたしますので、ご確認ください。2.2「住民の意見を聴く会」の開催概要。ここからご説明いたします。(1)目的。「住民の意見を聴く会」は、主催者である国土交通省四国地方整備局が吉野川水系河川整備計画を策定するに当たって、流域住民の意見を適切に反映させることを目的に開催します。吉野川流域に住む、多くの流域住民の皆さんが幅広くご参加いただけるように、「住民の意見を聴く会」は、表2、資料-2に示すように、流域を3つに分けて、6会場で開催します。(4)開催回数。「住民の意見を聴く会」は、平成18年度に各会場において3回程度予定しています。ただし、必要と判断される場合、開催回数を追加します。(5)ファシリテータによる進行。「住民の意見を聴く会」は中立・独立な立場のファシリテータによる進行とします。ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータとの間で協定書を取り交わします。(6)公開。「住民の意見を聴く会」は公開で実施するため、会議資料等は個人情報を除き公開します。

3.「住民の意見を聴く会」の参加について。3.1参加の方法。参加者は、吉野川流域市町村にお住まいの方とします。会場の都合により、参加者多数の場合は先着順とさせていただきます。参加に当たって、事前申し込みは必要ありません。また、参加希望者はどの会場で参加いただいても結構です。3.2開催の周知。「住民の意見を聴く会」の開催については、事前に議事次第等を周知します。3.3個人情報の保護。個人情報保護の観点から、「住民の意見を聴く会」の運営・進行等で主催者・ファシリテータが得た個人情報は秘匿します。3.4出席できない場合の意見の表明について。「住民の意見を聴く会」に出席できない場合は、「パブリックコメント」により、意見の表明を行うことができます。

また、「公聴会」に意見の発表を申し込むことができます。「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」のどちらの意見についても、同等の取り扱いをします。

4. 関係者の責務等について。4.1参加者。(1)グラウンド・ルールの遵守。参加者は本グラウンド・ルールを遵守することを責務とします。(2)意見の表明。参加者はできる限り、吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。匿名で意見を表明したい場合、別途ファシリテータを経由して意見表明ができるものとします。このとき、意見表明者はファシリテータに氏名、住所を示すものとします。ファシリテータは、意見表明者の個人情報を、国土交通省を含めて秘匿するものとします。(3)他者の意見の尊重。参加者は他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。(4)進行秩序の確保。参加者は「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるよう協力し、会議の妨げとなるような行為は慎まなければなりません。(5)個人情報の保護。参加者は、個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は秘匿しなければなりません。

4.2ファシリテータ。(1)責任の範囲。ファシリテータは「住民の意見を聴く会」の各会の進行方針を決定し、その進行についての責任を持つものとします。(2)責務については次のとおりです。a.グラウンド・ルールの遵守。b.役割。c.中立性、独立性の確保。d.不偏性の確保。e.特定の意見誘導の禁止。f.個人情報保護。(3)権限。a.グラウンド・ルールの遵守。ファシリテータは会議の招集者や参加者にグラウンド・ルールを遵守することを確認し、守られていないと判断するときには、そのことを指摘し、その遵守を求めることができます。b.自己決定。c.匿名による意見表明機会の提供。ファシリテータは、身分を明かさずに意見表明を希望する参加者に対して、意見を提出する機会を保証する方策を提案、もしくは提供できるものとします。d.情報の取得。

4.3国土交通省。(1)責任の範囲。国土交通省は「住民の意見を聴く会」の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものとします。国土交通省は「住民の意見を聴く会」の意見を取りまとめ、吉野川水系河川整備計画にできる限り反映する責任を持ちます。国土交通省は、ファシリテータを選定する責任を持ちます。(2)責務。次のとおりです。a.グラウンド・ルールの公表。b.グラウンド・ルールの遵守。c.関係者の責務等の保証。d.参加者の責務等の確保。

5. 意見の取りまとめ及び反映について。5.1意見の取りまとめについて。(1)意見の取りまとめの対象。「住民の意見を聴く会」における意見の取りまとめの対象は、「住

民の意見を聴く会」開催当日の発言意見、意見記入用紙での意見、及び、ファシリテータを経由しての匿名による意見表明とします。(2)意見の取りまとめ。「住民の意見を聴く会」当日の発言意見は、速記録を作成し、整理して公開します。このとき、発言者の個人情報是非公開とします。「住民の意見を聴く会」当日の意見記入用紙での意見は整理して公開します。このとき、意見記入用紙に記載の個人情報は非公開とします。ファシリテータを経由しての匿名による意見表明は整理して公開します。ファシリテータが得た個人情報は国土交通省を含め秘匿します。5.2意見の反映について。「住民の意見を聴く会」の意見は「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」及びその他の方法により表明された意見とともに、国土交通省が意見の内容を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見を取りまとめた上で、検討内容とともに、反映しない理由について回答を行います。上記の回答についての説明を、可能な限り「住民の意見を聴く会」で行うものとします。

以上、ルールにつきましてご説明させていただきました。なお、先ほどの説明の中にもありましたように、本グラウンド・ルールについては、参加者の皆様に認められるための処置として、ホームページで皆様からのご意見を募っております。ご意見等がありましたら、国土交通省徳島河川国道事務所のホームページにお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。

2) 吉野川流域住民の意見を聴く会の進行について

司会

それでは、次の議題であります吉野川流域住民の意見を聴く会の進行について説明させていただきます。

今回開催する吉野川流域住民の意見を聴く会は、公平で中立的な立場から議事を進行することを目的としまして、会議の進行役を特定非営利活動法人コモンズにお願いしております。このような立場の方はファシリテータと呼ばれ、近年このような会議の進行役として、多く導入されるようになってきております。それでは、ファシリテータを引き受けたださいました特定非営利活動法人コモンズの代表理事である喜多さんより、吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明をいただきたいと思っております。

それでは喜多さん、よろしく願いいたします。

ファシリテータ

皆さんこんにちは。どうも初めまして。NPO法人コモンズの代表をしております喜多と申します。

まず、コモンズについて少しご説明したいと思いますけれども、コモンズは割と聞きなれない名称だと思うんですけども、平たく言うと、みんなのものというような意味です。それで、なぜコモンズというNPOにしたかということなんですけど、私たちは建築とか都市計画の技術者だったり研究者だったりする人間のグループなんですけれども、そんな中で、公共空間というのは本来皆のもの。公共空間というのは川だったり道路だったり公園だったり、そういった今は公共が管理している、公が管理されている部分なんですけど、本来みんなのものであると。ところが、いつの間にか公共管理空間みたいになってしまっているんですけども、本来みんなのものである公共空間をみんなのものの手に取り戻すためには、やはりみんなが考えてつくり、その後育てるということがとても大事だろうと思ひまして、公共空間づくりにおいて、市民参加というのが非常に重要なテーマだというふうに考えておりますし、参加はただ参加されればよいということではなくて、やはり参加した人たちが納得できるような形で合意できる合意形成というのもとても重要だというふうに考えておひまして、公共空間整備における市民参加と合意形成の支援というのを、ミッションと申しますか、私どもの役割というふうに考えて設立したNPOです。

今回の吉野川の河川整備計画についてなんですけど、済みません、その前に、皆さん、お手元のこのブルーの資料に、コモンズの概要と今回の流域住民の皆さんの意見を聴く会のスタンスについてというのを取りまとめておひます。

今回、この流域住民の意見を聴く会について、私どもが進行の役を引き受けることにしたんですけども、その中で重要だと考えている点は、民主的な会であるということがまず1つです。民主的な会になるためには何が必要かということ、皆が納得できるルールがないと、民主的な会の運営はできませんので、この会の進行を引き受ける条件の一つとして、国土交通省の方には、皆さんで納得できるようなルールをつくって公表してくださいとお願いいたしました。それが今ご説明になりましたグラウンド・ルールと呼ばれているものです。

もう1つは、皆さん方と事業者である国土交通省の意見のやりとりというのが当然これから出てくるわけなんですけれども、そこで双方が納得できるようなコミュニケーションというのが成り立たないと、言いつ放し、聞きつ放しとか、議論の矢印があちこちに向いて収拾がつかないということになりますので、コミュニケーションが円滑に図れるようにしな

ければいけない。

そのためには、私どものファシリテータという立場はどちらにも与しない中立な第三者的な立場を貫くということが非常に重要だと考えておりました、この点についても、中立性あるいは第三者性を担保するための協定書というのを国土交通省と結んで、本日この場に立っているというような経緯でございます。

それで、今後この会の進行をしていくんですけど、皆さん方の意見を可能な限りお聞きするという、あるいは聞いた意見をお伝えするという役割だと思いますし、先ほどの説明にもありましたように、その大もとになっているグラウンド・ルールについては皆さん方に理解し了解していただかなければいけないということで、先ほどお話がありましたように、ルールについても意見募集をしておりますので、皆さん方の忌憚ないご意見を寄せていただいて、この会をより民主的な運営ができるようにしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

ありがとうございます。

司会

喜多さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここから議事はファシリテータをお願いいたします。本日のファシリテータは、コモンズのメンバーである澤田さんに務めていただけるとお伺いしております。それでは澤田さん、よろしくお願いいたします。

ファシリテータ

皆さんこんにちは。きょうの進行を務めますコモンズ理事の澤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、今から始まりますが、まずきょうのスケジュールを皆さんにご確認いただきたいと思います。皆さんのお手元の資料の右上に番号がありますが、「資料1」をごらんになってください。わかりますでしょうか。白い資料です。「資料1」ですね。それで、きょうは今から早速、まずは素案についての河川管理者のご説明をいただきます。時間ですが、今からですが、おおむね15時10分まで、素案を説明いただきます。前半です。それから、15時10分ごろになると思いますが、休憩を10分間とります。それで、休憩をとって、今度はあと後半の部分ですが、素案がきょうちょっとかなり厚いので、後半部分をまたご説明いただいて、16時ごろに休憩をとった後、あと一括して皆さんの意見をお伺いするようなお時間をとっております。ですから、おおむね15時10分ごろ、それから16時ご

るに休憩が入ります。

それから2番目、少し申し上げたいと思いますが、今度は青いカード、青いですね。私の方からちょっとお願いがあります。青いホッチキスどめの方です。一番最後を見ていただきますと、今回の会の「参加者のみなさんへのお願い」というふうなものがあります。ちょっと上だけ声を上げて読ませてください。「参加者のみなさんへのお願い」でございます。これはコモンズ資料でございます。上の方に進行のルール、5つのお願いがあります。下の方は発言のルール、3つのお願いがありますが、まず上の方の5つのお願いを読みたいと思います。今、画面にもありますね。

1つ目です。仕事や年齢を問わず、参加者の皆さんは平等でございます。2番目、発言される場合、皆さんわかりやすい言葉で自分の意見を述べていただきたいと思います。3つ目です。今度はほかの方の参加者、ほかの参加者の意見を尊重してよく聞きましょう。自分の意見と違っていても、否定をしないことが大切だと思います。4つ目です。テーマでないことへの発言は控えましょう。5つ目、前向きな気持ちでこの会の進行へのご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

それから、きょうは意見を皆さんに述べていただく場ですが、どうしても時間が足りないということがあります。それで、きょうのこの資料の中にありますが、資料の番号で申しますと、白い色の紙ですね、これの「資料3」がございます。意見記入用紙がございます。意見記入用紙。もし、皆さん、最初に意見を書いておきたいであるとか、あるいは最後どうしても時間がなくて発言時間が少なくなった場合、ぜひこれにお書きください。

「資料3」は河川管理者の用紙でございます。一応ここにはお名前であるとか住所であるとか、あるいはこういった書くところがあります。

もう1つございます。青い紙がございます。1枚ものです。こちらについても、実はお名前とかございますが、こちらの方は私ども、NPO法人コモンズが回収いたします。この青い紙については、皆さんのお名前であるとか個人情報、河川管理者を含めて、これは秘匿いたします。ぜひ、意見記入用紙の方もご利用、ご活用いただきたいと思います。

3) 吉野川水系河川整備計画策定の流れ

4) 吉野川水系河川整備計画の策定に向けて

5) 吉野川水系河川整備計画【素案】

ファシリテータ

それでは早速ですが、今からですが、河川管理者の方から、河川整備計画素案における、

この経緯であるとか、あるいは素案のご説明をいただきたいと思います。

では、どうぞよろしくお願いいたします。

河川管理者

それでは失礼をいたします。私、徳島河川国道事務所の副所長をしております山地でございます。よろしくお願いいたします。

時間も余りございませんので、早速ご説明の方に入らせていただきますけれども、まず多少重複するかもわかりませんが、皆さんお手元にこういうリーフレットをちょっとご準備いただければと思います。これによりまして、先ほどと多少重複するかもわかりませんが、吉野川の整備計画の全体のことと、それから今後の進め方についてご説明をしておきたいと思います。

まず開いていただきまして、左のページに、下の方に四角い枠で囲んだ2つのところがございますけれども、そこに河川整備基本方針と、それから河川整備計画と、2つに分けて書いてございます。

基本方針の方につきましては、ここにも書いてございますように、長期的な視野に立って、その基本となるべき方針というものを決めたものでございまして、もう既に昨年、17年11月に吉野川の基本方針が策定されております。

それで、今、これからご説明いたします整備計画につきましては、ここにもございますが、この河川整備基本方針というものを受けまして、今後二、三十年後程度の具体的な川の整備をどんなふうにしていくのかといったところをまとめていこうというものでございます。

6月23日にその素案を公表させていただいておりますけれども、今後、いただいた意見につきましては、皆様の意見をこういった機会でご意見の反映をしていきたいというふうに思っております。その方法といたしまして、その右のページに書いてございますように、中ほどにございますけれども、3つございます。

1つは、学識経験者からの意見聴取ということで、一番左の枠に書いてございます。既に6月27日に実施をしているところでございます。

それからきょう、こういうふうな形で地元の皆様から意見聴取をするということで、流域住民の方々からの意見聴取ということで考えておりまして、下の地図がございますけれども、大きくはこの下の地図にございますように、6つの地区に分けております。一番上流の方が黄色で示してございますけれども、愛媛県会場の方と、それから高知県会場の方

がございます。それから、中流域につきましては、水色のところで示してございますけれども、中流域がこれは1カ所でございます。それから、きょうは下流域の部類に入りますけれども、下流域は非常に人口も多うございますので、3カ所に分けてやっていくということございまして、計6カ所で住民の皆様方からは意見を聞いていきたいというふうに考えております。

それ以外に、パブリックコメントということで、ホームページに意見を書いていただいたり、あるいはファクスでいただいたり、あるいははがきでいただいたりと、そういったことで意見をいただくことにもなっておりますし、それから後になりますけれども、公聴会といったものも開いて、意見や要望をこのような私が立っているような場で発表していただくという機会も予定をしております。

それから、一番右の欄になりますけれども、関係市町村長さんから意見を聴く会ということでございます。これは上流、中流、下流と3つの地区に分けて、ご意見を聞いていくということにしております。ここの下流域につきましては7月25日、来週の25日に聞くことになってございます。

それで、こういうふうな意見を聴く場につきましては、今年度おおむね3回程度を考えてはございますけれども、意見の状況によりましては、必ずしもこの3回にこだわらなくて、ふやしてやっていくということも考えてございます。

本日は第1回目の素案の説明ということでございますので、一通り素案の中身の説明をしなければいけないというふうに思っておりますし、説明の時間が少し長くなるということでございますが、どうぞご理解をお願いいたします。次回からは改めて全部説明することとはございませんので、いろいろ皆さんのご意見を聞いたり、あるいはそれにお答えしていくという時間をとれるというふうに思っております。

一番最後のページ、裏のページになりますけれども、先ほどもございましたように、こういう会を含めまして、すべて情報を公開しながらやっていくということにしております。そこにホームページとか、あるいは各市町村役場とか、我々の機関もそうでございますが、閲覧もできるということでございますし、また、後にはなりますけれども、ニューステターという情報誌をつくって皆さんにもお配りしたいということで考えてございます。以上が、一応今後の進め方についてのご説明でございます。

それではお待たせしました。整備計画素案の説明をただいまより行っていきたいというふうに思います。

整備計画の素案でございますが、その前に、きょうは吉野川本川の方の下流域でのご説明あるいは意見を聴く会ということでございますので、本川の方を中心にお話をしたいというふうに思います。旧吉野川等につきましては、少し項目だけご紹介していくということでご理解をお願いしたいと思います。その分、余った時間につきましては、皆さんからのご意見とかあるいはご質問、そういった時間に充てたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これから約40分ぐらいになると思いますが、ご説明をしていきます。それぞれ、スクリーンを3つ用意しておりますので、お近くのスクリーンでごらんになっていただきたいと思います。

まず、河川整備計画素案の構成でございますが、ここに示しておりますように、5つの項目からなっております。一応素案はお手元にお配りしておりますけれども、文章で書いた部分が105ページぐらい、100ページ以上ございます。その後、附図ということで地図がついておりまして、その地図の中に具体的にどんなところに堤防をつくるかとか、そういった地図の部分が載っておりますので、場所がわからないという方は、ちょっとそこの方を見ていただければ、もう少し詳しい位置がわかるということでございます。

それで、ここにありますように、吉野川の概要、現状と課題、整備計画の目標に関すること、それから実施に関する事項、これはかなり詳しく書いて、どこをどうするのかというのを書いてございます。最後に、今後に向けてと。この5つのところからなっております。

まず初めに、吉野川の概要ということでございます。皆さん御存じだと思いますけれども、流域の概要、いわゆるこの赤で囲んだ部分に降った雨が吉野川に入ってくるということでございまして、その流域面積は3750km²、四国全域の約2割の面積を持っているということでございます。それと川の延長ですが、河口からずっと早明浦の上流まで、194kmでございます。

それから、ここら辺の気象の話でございますが、非常に、基本的には温暖な気候ということでございますが、年間の平均気温が大体14度から16度ぐらいでございます。ただ、雨を見てもみますと、この早明浦あたりの上流部ですね、濃い青色の部分につきましては、3000mm以上の雨が降るということで、全国平均が1700ということでございますので、かなり雨の多い地域ということが言えると思います。

次に、現状と課題でございます。現状と課題につきましては、治水、いわゆる洪水等

の治水の話と、それから川の利用とか環境の話と、大きく2つに分けてまとめてございます。

まず治水、いわゆる洪水の概要の方からでございます。これはかなり昔の話にはなりますけれども、慶応2年8月、寅の水と呼ばれる洪水の状況でございます。ちょうど徳島市の国府町、蔵珠院というところがございまして、その状況でございます。一応こういうふうには壁にかなり痕跡が残っておりまして、周りの畑から3メートルぐらい、水につかったということでございます。

これは明治から大正ということでございまして、大正元年9月の洪水でございます。北島町の豊田家の家の近くの写真でございます。このとき死者が81名出ております。

それから、これは最近、昭和以降の洪水ということで、左上から29年、それから36年、49年、51年、最後に16年が2枚ついてございますけれども、最近の洪水は当然皆さんご経験なされていると思います。16年、一昨年には4度の台風が来まして、特にこの10月の台風では戦後最大の洪水になったということでございます。

次に、治水事業の沿革ということで、吉野川の治水事業がどんなふうになってきたのかということをご説明いたします。

まず、第1期の改修工事ということで、明治40年から昭和2年にかけて、第1期の改修工事が行われております。それで、この時期には大きく分けて4つ、今、赤の丸で囲んでおりますように、4つのことが行われております。まず1つは、下流から行きますけれども、今の第十堰から下流のところですね、この部分ですが、これは昔別宮川というふうには呼ばれておりましたが、これは細い川だったんですが、吉野川の本流はその上に、今の旧吉野川、こちらが本流でしたけれども、それを吉野川の別宮川の方を本川、河道掘削をしまして、川を掘削しまして、広げまして、吉野川の本川にしたと。それと同時に、今の旧吉野川の分かれ道といいますか、分かれているところを、今のところよりも約1100mぐらい上流につけかえて、そして第十樋門というようなものも一緒につくったということでございます。

それと、上流の方、ここの地区に近いということでございまして、善入寺島がございまして、この善入寺島、御存じのように人も住んでおられまして耕作をされておりましたが、一応全島買収ということで買収させていただきまして、遊水池化、洪水時には少し水がたまって下流への洪水を防ぐ役目を果たしている。

それから、江川がございまして、この江川を堤防で締め切ったと。この4つが第

1期の改修工事の中身でございます。

それ以降、昭和24年から第2期の改修工事ということで入っております。第2期の改修工事につきましては、昭和20年に枕崎台風があったわけでございますけれど、これを契機といたしまして、岩津より下流、ほぼ堤防ができておったわけですが、そういうところの堤防の補強であるとか補修であるとか、そんなことを始めております。

それから、昭和40年になりますと、今度は岩津から上流の、いわゆる堤防がなかった区間、この区間につきまして堤防をつくり始めたと。あるいは、昭和40年には早明浦ダムの建設が始まったということでございます。それから、昭和37年、ここは36年に第2室戸台風が来たわけですが、ちょうどそのときを契機にいたしまして、いわゆる堤防ができていた区間についての内水の対策、いわゆる皆さんが住んでおられる側に水がたまってしまうということがございますので、川島排水機場、これは四国で一番初めにできた排水機場でございますけれども、そういったものがこの地区にできていったということでございます。

それで、これは旧吉野川の方でございますが、旧吉野川の方については簡単にご説明させていただきますが、一番初めは藩政時代から築堤が進んできたわけでございますけれども、戦後の改修は昭和21年から始まっております。ちょうどこの絵でいきますと、ちょっと茶色い色で示した部分、これが大正時代までに行われた堤防の改修のところですが、それから、戦後行われた、これは徳島県によって行われたところですが、ちょっと緑っぽいところでこれは示しておりますけれども、そういったところですが、それから、昭和51年からは直轄管理ということで国の管理になりまして、51年以降にやったところは、この青色で示している区域でございます。

次に、吉野川の堤防の整備の状況ということで、ここに映しましたけれども、池田から下流を、いわゆる国が管理している区間を見ますと、一番左のグラフでございますが、全体で、平均でいきますと、約66.5%ということになっております。したがって、3分の2の区間で堤防が整備されているわけでございますけれども、それを岩津地点、これがちょうど吉野川の基準地点でございますけれども、この地点を境に上流と下流に分けて見ますと、下流の方につきましてはほぼ概成しておりまして、97.5%。逆に、上流の方は68%余りということで、上流の方の堤防の整備率が低いということでございます。

それから、次に、現状ということでございますので、堤防のないところでの氾濫の状況はどうなっているかということでございまして、これは東みよし町の三加茂の浸水状況

でございます、一昨年、台風23号でございます。ちょうどこの青色で色をつけている部分が浸水したということでございまして、浸水家屋は42戸でございます。今、赤い線で示している部分がございまして、これがいわゆる今堤防がないところでございます。将来堤防ができるという線でございます。

それから、次に、堤防の漏水とかあるいは堤防が侵食されるといったことへの対応ということでございまして、漏水というのは皆さん御存じかも知れませんが、こういうふうに堤防がございまして、それで川の水がふえますと、圧力が強いですから、堤防の中を、土ですから、堤防の中を水が伝わってくるとか、あるいは堤防の下をずっと水が回ってくると、そして皆さんが住んでおられる側に吹き出すと、こういった現象が漏水でございます。この現象がひどくなると、破堤といったような危険も出てくるわけでございます。

それから、侵食といいますのは、こういうふうに川の水が流れている側の堤防の、こういう下、底が堤防が掘られたり、そういった現象が洗掘あるいは侵食というふうなことでございます。

それで、内水の被害の対応ということで、今どんなふうになっているかということ、このようなことでございまして、まず本川、いわゆる吉野川本川の水が低いときには、家がある側の川が、小さい川がですね、雨が降っても流れていっているわけですけれども、本川の水がこんなふうに高くなりますと、下のように高くなりますと、樋門なんかがあって、ゲートを閉めてしまいます。したがって、堤防の内側にある水というのは当然本川に流れませんし、そういうことになると、ここに水がたまって浸水被害が発生しているという状況でございます。

次に、地震の話でございます。地震の話につきましては、皆さんご心配になられている東南海・南海地震というのがございます。この分につきましては、河口部の樋門とか、あるいは排水機場というのがございますけれども、そういったものに被害が発生することが想定されておまして、排水機場、河口部の樋門の耐震補強というものがなくなってきますし、また同じ河口部につきましては、台風等が来ますと、高潮による影響あるいは波浪といったことがございまして、そういう高潮対策も必要になってくると。

それから、防災をするための施設の対応ということでございまして、現在排水ポンプ車等の派遣等もやっておりますけれども、同時に水防活動に必要な資材の備蓄であるとか、あるいは防災ステーション、これは石井に防災ステーションがあるのを御存じかとは思いますが、そういった防災ステーション、いわゆる避難場所になったりとか水防活動

の基地になったりとか、そういった場所の施設の整備というのにも必要になってくるだろうということでございます。

それから、これは旧吉野川の方の堤防の整備状況でございます、簡単にご説明しますと、旧吉野川はごらんのとおりでございます。約30%ぐらいしか堤防ができていないということでございます。ですから、本川の上流の約半分ぐらいしかできていないということでございます。

旧吉野川の方の地震対応ということでございますが、特に旧吉野川につきましては、非常に、堤防をつくっても、この基礎の地盤が非常に緩い砂質土で構成されておりまして、地震なんか来ると、これが右の絵のように沈下してしまって、堤防も一緒にすたと落ちてしまうと、そういったことも懸念されておりまして、その後に津波が来たり、あるいは洪水が起こると、皆さんが住んでいる家の側に一気に入ってくると、水も入ってくるといったことも懸念されております。今、阪神淡路の大地震がございましたけれども、それを契機に地震への耐震対策を始めておりますけれども、まだ40%程度しか進捗をしていないという状況でございます。

次に、防災関連施設につきましては、これは本川と同じでございますので、割愛させていただきます。

それから、次に川の維持管理という部分がございます。吉野川の管理する区間につきましては116km、国で管理する区間ですが116kmでございます。これは四国の中で一番長いということでございますが、その中身でございますけど、その中で課題と現状といたしまして、川の中を見ますと、洪水がたびたび来るわけでございますので、その洪水によって土砂の堆積、あるいは川の中に木が茂って洪水の流れを邪魔すると、あるいはその洪水の流れによって局所的に川の底が掘られると、そうすると堤防にも影響が出てくるということでございます。

それから、これは同じ管理の中でも、堤防とか護岸あるいは施設と書いてございますが、これは樋門とか排水機場のことでございますが、そういった施設がございます。こういった堤防とか護岸の施設の延長が156kmございます。堤防とか護岸といったものは、自然現象とかあるいは洪水とか地震によりまして、次第に変形したりひび割れが発生したり、そういうふうになんか壊れてきます。それから、樋門につきましても、下の樋門、こういう排水機場とか樋門、これにつきましても、全部で樋門が86カ所、それから排水機場が15カ所ございます。そういったものが老朽化、古くなってきますと、故障が発生する原因

になりますので、そういった部分の点検であるとかあるいは補修といったものもやっております。

それから、今度はちょっとソフト的な話でございますけれども、川の中の不法占用とか不法行為、こういったものもございまして、それから特に最近、この写真にございまして、家電製品等の大型ごみがどんどん捨てられる。当然、河川景観の悪化ということもございまして、これを一つ一つやはり処理するということで、非常に処理費が高くなってきているというのも現実のお話でございます。

次に、上流の方のダム管理のお話でございますけれども、ご承知のように、早明浦ダム、上流にございまして、これまで、ダムができてから81回の洪水調節をやっております。昨年の14号台風でございますけれども、ちょうど左の写真にございまして、ダムが空っぽの状態にございまして、このときに台風14号が来たということでございまして、洪水のほぼ全量、2億5000万 m^3 、この水をほとんどすべてため込みまして、右の写真のように、ダムの水位が58m上がったということでございまして、当然下流には余り水が流れていないということでございまして、池田地点では約2.7mの川の水位の低減があったということでございまして。

そうは言いながらも、長い管理の間には、管理を開始してから31年間たっております、31年間たっている中で、上は早明浦ダムでございますけれども、昭和50年と51年とか、最近では平成9年とか平成17年、左の4つぐらいの棒グラフでございますけれども、これは何をあらわしているかといいますと、早明浦ダムで計画された流入量、ダムに入ってくる水を超えて入ってきた洪水が過去4回あったということです。そのうち、ちょっとこの黄色といいますか、で示していますように、ここここですね、放流量も計画を上回る放流が2回あったと。同様に池田ダムでも、ここにございまして、一番左の方にございまして、計画を超える水が2回ほど発生しているということでございまして。

それと、あと柳瀬ダムもありまして、柳瀬ダムにつきましても、ごらんになった方はわかると思いますけれども、ゲートが高いところにしかないということで、水位が低い場合に洪水が来ますと、なかなかすぐには放流できないという欠点がございまして。そういったことで、下流に大きな水位上昇が出る場合もあったということでございまして。

それから、ダムの堆砂の状況です。これは早明浦ダムと柳瀬ダムを2つ並べて書いておりますが、いずれも青い線が当初計画されていた、これぐらい土砂がたまっていくであろうという線でございます。それに対しまして、実績は赤で示してございまして、早明浦ダ

ムの場合は、もうできてすぐの51年の台風でどんと来まして、それからどんどんたまってきていると。柳瀬ダムの方もかなりたまっておりまして、柳瀬ダムは計画している、このあたりですね、その堆砂の量に対しまして、約1.7倍の土砂がダムの中にたまっているということでございます。

次に、危機管理の話でございます。これにつきましては、洪水のときとか、水質事故と言って油が流れたり、それから地震といった緊急時におきましては、我々としましても迅速で適切な河川情報の収集あるいは提供に努めているところでございまして、毎年訓練も実施しております。

また、ちょっとここには書いてございませんが、昨年5月に水防法が改正されまして、各市町村は洪水ハザードマップ、いわゆるどれぐらいこの地域に洪水があれば水につかるかとか、あるいは避難経路とか避難場所とか、そういったものをあらわした地図でございませうけれども、そういったものを公表しなさいということで義務づけがされております。

次に、河川の利用とか環境のお話でございます。水利用につきましては、皆さん御存じのとおり、この吉野川からそれぞれ、香川県への分水、愛媛県への分水、それから高知県への分水といったことで、各県に分水がされております。

これをもう少し具体的に見たものでございますけれども、ここにあります、富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム、早明浦ダム、こういったダムで1年間にどれぐらいの水をためることができるかということでございます。それがここに円グラフがありますけれども、約17億 m^3 ぐらいの水を新たに開発といいますか、ためております。それをどんなふうに各県が使っているかということでございますけれども、徳島県が約7割ぐらい使っております。それから、愛媛県が15%ぐらい、香川県が14%、高知県は2%と、こんな割合でダムでためた水を使っているということでございます。

それから、これは流況という言葉で、少し聞きなれない言葉でございますが、いわゆる川の水の流れの状況というふうに考えていただいたらいいと思いますが、これは下のグラフといいますか、絵を見ていただきますと、早明浦ダムがある場合とない場合を池田ダム地点で見た場合の比較でございます。赤の線が上にあります。それから、緑の線が下にあります。要は、赤の線は早明浦ダムがある場合でございまして、比較的水が少ない時期には、早明浦ダムから水を、ためた水を余分に流して下流の水の量を確保しているという状況がわかるグラフでございます。

それで、これは過去の渇水状況を少し見たものでございますけれども、毎年のように

湧水、取水制限がされておりますけれども、早明浦ダムができてから31年間で、下流での取水の制限回数というのは21回ございます。それから、銅山川、ちょっと赤色で示した方ですけど、これも18回ございます。記憶に新しいところでは昨年もございましたし、あるいは平成6年も湧水の年でございました。早明浦ダムはいずれも空っぽになりまして、よくニュース報道でもございましたように、吉野川水系水利用連絡協議会というものを関係者で開きまして、このときには発電用の水を生活用水に使ったりということで、緊急放流をしているところでございます。

これは昨年、17年の湧水のときの状況でございまして、ダムがない場合の流量、水の流れる量をずっとこれは青い色で示しております。早明浦ダムからためた水を流した部分を、この絵では、ちょっと草色といいますか、緑色っぽくなっておりますけれども、この緑色っぽくなっているようなところを、早明浦ダムからためた水を余分に流して、結局、例えば矢印がついている一番少ないところで見ますと、これはダムがなければ $20\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいしか水が下流では流れてないのですけれども、ダムがあることによって、 $60\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの水が確保できたという状況を示した絵でございます。

それから、次に水質の話でございまして、水質につきましては、ちょっとわかりづらい絵ですけども、この吉野川本川でいいますと、山城町の大川橋のところから上流は、水質の基準がA A類型ということで指定されております。それから、そこから下流につきましては、河口までA類型ということで指定されておまして、この環境基準につきましては、一応、この右下にグラフがついておりますように、場所によって違うんですけども、この青の線で、階段状になりますが、これが基準でございまして。それから、棒グラフの方がこれはその地点、各基準地点ではかったデータでございまして、いずれも環境基準を満足しているという状況でございまして。

これは銅山川で試験的に影井堰から水環境保全のための放流を行っているという、試験的にやっている状況でございまして。

それから次に、これは早明浦ダムの濁水ということで、早明浦ダムの濁水の長期化ということも非常に問題視されておまして、平成17年には48日間継続したとか、そういった状況がございまして。

次に、動植物の方、環境の関係の方でございまして、動植物の生息。まず、上流域の方でございまして、ご承知のように、上流域につきましては、大歩危小歩危といった渓谷になっているわけでございまして、そこにはヤマセミ、左の絵ですね、

写真ですけれどもヤマセミと、あるいはアマゴといったものの魚類なんかも生息しているということでございます。

それから中流域、ちょうどこのあたりが一番下の方になってくると思いますけれども、中流域につきましては、非常に扇状地を中心としまして平野が開けておりまして、河道には瀬とかあるいは淵、この写真にありますように広いレキ河原といったものが分布しております。この瀬、淵にはアユがおりまして、良好な産卵場もございまして、それからレキ河原、こういったところはコアジサシといった鳥類の繁殖地にもなっているということでございます。

ただ、ちょっと課題をここに2点ほど書きましたけれども、1つはシナダレスズメガヤという、この左の写真のようなもの、これは外来種でございまして、これが非常に川の中に急激に繁茂してきているということで、動植物への影響が心配されておりますし、もう1つは右の絵にございますように、ヤナギがこんなふうに繁りますと、非常に水際がこういう急勾配になっていると、なだらかな水際がなくなってきているということでございます。それで、今言いましたシナダレスズメガヤにつきましては、平成7年度のころにはほとんど確認されておりませんでしたけれども、平成12年度と、それから平成15年度に調査を行いました。その結果、こういうふうに今ちょっと茶色っぽい色で、赤ですかね、色をつけた箇所が非常に急激にそういう繁茂が確認された場所でございます。

次に、一番下の下流域の方でございまして、下流域につきましては汽水域になっておりまして、御存じのように河口に広大な干潟がございまして、ここにはシオマネキの生息がありますし、それからシギ・チドリといった東南アジアから来るような渡り鳥の中継地にもなっております。そのほか、堰等もございまして、魚介類等の移動の障害ということを懸念されております。

これは旧吉野川の方でございまして、同じように、旧吉野川の方については、上流の方はもうワンドとかよどみ、こんな状況でございまして、タナゴとかがおります。それから、課題としまして、旧吉野川は非常にホテイアオイがたくさんあったりとか、外来種のオオクチバスがいたりということでございます。

次に、河川景観の方についてご説明させていただきます。これは上流域、中流域、下流域、それぞれ先ほどご説明しましたように、上流域につきましては山地渓谷がありますし、中流域につきましては竹林であるとか、あるいは広いレキ河原、河口の干潟といったことでございます。ただ、中流域によく広がっております竹林、こういった部分につつま

しては、最近かなり放置されて荒れてきているという現状もございます。

これは旧吉野川の方でございますので、また後でござらんになってください。

次に、河川空間の利用でございます。河川空間の利用、吉野川本川ではこういうふう
にアユの漁が行われたり、あるいは高水敷では占用地が非常に多くございまして、全体で
6700軒ぐらいございますけれども、こういう耕作を行われていたり、それから各種イベン
トですね。それから、水の中では釣りとか子供たちの野外学習、これは水生生物調査をや
っているところですが、こういった利用が行われているということでございます。

これは同様に旧吉野川の方でございます。

次に、河川整備計画の目標というところをご説明いたします。目標につきましては、
大きく5つに分けて書いてございまして、まず1番目が基本理念、2つ目に対象区間、それ
から3つ目に対象期間、4つ目に洪水とか高潮の治水に関する目標、それから最後5つ目に
利用とか河川環境に関する目標ということでございます。ここの部分につきましては後で、
後半部分で詳しく実施する内容の方でご説明いたしますので、ここは簡単にこんな目標で
すよというところだけをご説明させていただきます。

まず、基本理念でございますけれども、3つございます。安全、安心の吉野川、治水に
関する部分でございます。それから、2つ目が、自然環境を有する吉野川の再生というこ
とでございます。それから、3つ目が地域の自然とか景観とかあるいは社会環境に調和し
た個性のある吉野川をつくっていかうということでございます。

これが具体的な河川整備計画、今皆さんがお持ちの河川整備計画の中身の対象区間と
いうことでございまして、国が管理している区間ということでございますので、上流は池
田地点から下流、河口までの区間。あと、旧吉野川とか今切川も入ってございます。それ
と、あと池田から上流ということになりますと、各ダムですね、池田ダムとか新宮、柳瀬、
富郷、早明浦と、こういったところが国の管理区間となっております、この整備計画に
は、この今示した区間についてのみの計画が書かれているということでございます。

それと、では期間はどれぐらいの期間を対象にしているかという話ですが、ここにも
ございますように、今後おおむね30年間の間にどんなふうな整備をしていくのかという中
身を書いてございます。

それから、これは治水、いわゆる洪水とか高潮に関する目標の部分でございますけれ
ども、ここにございますように、平成16年、一昨年台風23号と同規模の洪水を想定しま
して、その洪水から甚大な被害を軽減しようと、防止しようということでございまして、

流量で言いますと、基準地点の岩津で約1万6600m³/sの水が流れるということでございます。

あと、堤防の整備済み区間、特にこの下流の方の区間につきましては、先ほどからご説明しておりますように、漏水とか侵食の対応ということがございますので、堤防の補強をしたりして、破堤等の重大災害を防ぎたいという話や、それから内水被害の話がありました。これも対応して行って、床上浸水被害を解消していきたいと。それから、同時にハザードマップなんかもつくって、ソフト的な対策も同時にやって行って、内水の被害を少しでも少なくしようというところがございます。あとは排水機場につきましても、古くなった部分についてはきちっと補修をしていきたいと思います。

それから、大規模地震の対応につきましては、東南海・南海地震対応ということでございまして、河口部の樋門等につきまして対応していくという話と、それから高潮につきましては、これは昭和36年に第2室戸台風がございましたけれども、それ規模の台風の高波といいますか、そういったものに対応できる堤防をつくっていかうということでございます。

それから、危機管理でございますけれども、危機管理につきましては、今後堤防をつくっていく途中段階におきましても、洪水とか地震等が発生した場合の被害を軽減していく内容をまとめてございます。

それから、ダム管理につきましては、先ほどからご説明しておりますが、特に早明浦ダムでは洪水調節容量をふやしたいという、あるいは柳瀬ダムにつきましては放流能力の向上であるとかあるいは堆砂対策、そういったものを改善していきたいというふうに考えております。

それから、ここは旧吉野川でございますのであれですけど、全体の、ちょっと流量のところだけご説明しておきますと、旧吉野川の方は基準地点が大寺ということになっておりまして、この目標流量が1100m³/sでございます。この量を流せるような堤防整備をしていくということでございます。それから大規模地震、これも旧吉野川の方でございますので、ちょっと割愛させていただきます。

それと、あと、適正な利用とか環境の話でございますけれども、これにつきましては、ここにもございますように、基本的には関係機関との調整を図りながら、水利用の適正化、合理化に努めていきたいという話と、あと渇水時の被害を最小限に抑えるような方策をとっていきたいということでございます。

それと、あと河川環境の整備であるとか保全ということでございまして、吉野川本川の方でございすけれども、瀬・淵といったものが先ほどございました。そういった部分の保全、あるいは外来種のお話をしましたけれども、その外来種に対しましては、そういうものが侵入とか定着しにくい河道をつくっていくと、それから連続性のある水際をつくっていくということがございます。下流域につきましては、河口干潟の保全、それから河川景観につきましては、雄大な河川景観の保全に努めていくということでございます。

水質につきましても、今現在は特に問題はないと考えておりますが、そういう現在の水質の維持と、あるいはダムからの濁水の長期化という問題がございますので、そういったものの改善にも努めていきたいというふうに考えてございます。

あと、旧吉野川でございすので、ちょっと省略させていただきます。

少し長くなりましたけれども、これまでで河川の整備の目標といったところまでのご説明を終わらせていただきたいと思います。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。

ちょうど、今、皆さんお手元の素案の1章、2章、3章までが終わりました。今から10分間の休憩に入りたいと思いますが、ちょっと時計を皆さん見ていただきまして、今、ちょうど私の時計で3時6分が7分になります。3時15分から開会をしたいと思います。3時15分から開会をしたいと思います。休憩に入ります。

〔午後 3時 7分 休憩〕

〔午後 3時15分 再開〕

ファシリテータ

開会予定時間になりましたので、お席の方にお戻りください。

それでは、後半の方のご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

河川管理者

それでは、後半の部分に入っていきたいと思います。ちょっと同じぐらい時間がかかりますが、よろしく願いいたします。

まず、ここからは河川整備の実施に関する事項ということでご説明をいたします。ここにございすように、実施につきましては河川の工事に関するものと河川の維持に関するもの、大きく2つに分けてご説明を申し上げます。済みません、先ほどちょっとご説明を

忘れておりました。このパワーポイントの上に素案P59というふうに今出ておりますが、今私がお説明しておる内容は、お手元の分厚い素案の59ページに書いてあるということでございますので、もう少し詳しいことをお知りになりたい方はそこをごらんになってください。それでは、順番に進めます。

まず、吉野川の方でございます。本川でございますけれども、まず堤防の整備ということでございます。堤防の整備につきましては、堤防のない区間について、先ほどお示した流量を流すような堤防整備を行っていくということでございまして、今回ここは岩津より下流のグラフを示しております。岩津より下流を見ますと、これは上側の絵が左岸、それから下側の絵が右岸ということでございまして、河口に向いまして左側が左岸、河口に向いまして右側が右岸ということになります。この地点では岩津よりすぐ下流の勝命という箇所がございます。ここだけが、堤防高といいますが計画の高水位というのがあるんですけれども、それよりも現況の高さが低くなっているということでございます。

それから、これは岩津より上流のところ、冒頭で説明しましたように、まだ堤防があまりできてないということでございまして、同じようないわゆる計画の水に対しまして、今の堤防高とか堤防がないところもございまして、こういうふうに低いところが、ちょっと赤っぽい色で書いてありますが、たくさんございます。左岸側で全部で8カ所、それから下の右岸側で5カ所ございます。

堤防の整備のやり方の特殊な例をちょっと書いてございます。例えば岩津の上流ですと、この絵のように非常に山が川に迫ってきまして、堤防をつくってしまうと、もう住むところがなくなってしまうといった部分もございまして、そういったところにつきましては地元の方と調整を行いながら、右の絵ですが、こういった家の周りをすぐ堤防で囲ってしまうとか、あるいは家の宅地自体をかさ上げしてしまうとか、そういった方法で整備していきたいというふうに考えております。これは、今私が申し上げた全体をまとめた絵でございます。この中で、少し黄色でちょっとわかりにくいかもしれませんが、一番下のところですね、黄色で示している部分が今ご説明しました輪中堤とかかさ上げでやるところでございまして、全部で5カ所ございます。かなり上流の方にございます。それから、堤防整備自体は今ここで赤い線で示しておりますけれども、全体で12地区、12カ所といいますが、約22.8kmでございます。

次に、河道の掘削でございますが、河道の掘削につきましては、堤防の整備を実施してもなお水の流れる断面積が不足すると、こういうふうに堤防をつくっても流れる面積がま

だ足りないといった場合には、川の底を掘削したり、ここにありますように川の中にいっぱい木が茂っております。これが水が流れるときに非常に邪魔になりますので、そういったものの伐採をしていくということでございまして、ちょうどここに示しておりますのは、ちょうど善入寺島の周辺が木がたくさん茂っているということで、その地区につきましては樹木の伐採をしていこうというふうに考えております。

それから、これは河道の掘削の方で上流区間のところを示してございます。ここにつきましては、掘削をする地区が、ここに示していますように5地区ございます。全体で約21.6kmございます。ただ、掘削に当たりましては、この下の絵にございますように瀬とか淵とかがございますので、その辺の改変を極力行わないように、平水位と書いていますけれども、通常の水より上の部分、この赤の斜線で入った部分のようなところを極力掘削をして、水の中における部分は極力いらわないようにすると、そういうことによって掘削をしていきたいと。ちょっとこれは縮尺が違いますので急に見えますけれども、実際にはこの右上のようななだらかな線で掘削をしていくということでございます。ちょっと縮尺が違うので急に見えます。

それから、これは堤防の漏水でございまして、漏水対策でございましてけれども、ちょうどきょう皆さんお集まりの方は興味があると思いますけれども、ちょうど岩津から下流の区間でございます。一応、ほとんど堤防がこういうふうに行われているわけでございますけれども、点検をしてみますと、左岸側、この絵でいきますと上側になりますが、約24.5km、それから右岸側、この絵でいきますと下側でございまして、約24kmぐらい、漏水対策をしなければいけない区間がございまして、今回は、この中の赤色で示しています5カ所、合計が約19km余りについてやっていこうということでございます。既に前々から工事をやっているのですが、やり方については皆さん御存じかも知れませんが、下の絵のような形で漏水対策を今現在も進めております。

それから、これは侵食対策でございまして、侵食対策につきましても同じように点検をやった結果、左岸側が25kmぐらい、右岸側が22km足らずでございます。ちょっと絵ではわかりにくいですが、赤でぼつぼつと示した箇所、5カ所ございますが、1.4kmぐらいございますけれども、そこを侵食対策ということで、この下の絵の形でやっていきたいというふうに思います。

それから、内水対策でございまして、内水対策につきましては、この絵で示しますように、ちょっとピンクっぽく色がついている部分が全部で35カ所ございます。非常

に地区が多いということで、すべてやっていくというのはなかなか現実的には予算的にも難しいという状況がございまして、今後は家屋等の浸水被害が著しい箇所等につきまして、排水機場の増設とかあるいは新設といったものの対応をしていきたいというふうに思っております。それから、そういうハードの整備だけではなくてソフト対策としまして、先ほどこから言っておりますようにハザードマップ、こういうものも地元市町村の方と一緒にやってつくっていったって、少しでも被害を軽減したいというふうに考えております。

それから、次に地震対策でございます。地震対策につきましては、津波による浸水被害が発生される河口部の樋門に対しての耐震補強といったものをしていきたいというふうに思っております。

それから、高潮対策につきましても、吉野川の河口部におきまして高潮、波浪による越波があるわけですけれども、そういったものの防止・軽減に努めるということで河口部の高潮堤防の整備をしていきたいと。

それから、上流のダム群の話でございますけれども、早明浦ダムにつきましては洪水調節容量をふやしたいと。そして、低い水位でも確実に放流できるような放流設備、ゲート、そういったものをつけていきたい。それから、柳瀬ダムでございますけれども、柳瀬ダムについても放流設備の新設をしたいということと。それから池田ダムでございますけれども、池田ダムにつきましても去年の水でダムの周辺がつかっておりますけれども、そういった浸水した箇所につきまして、今後堤防の新設とかあるいは地盤のかさ上げといったものの対策をやっていきたいというふうに考えております。

それから、今度は防災関連施設の整備でございますけれども、このように防災ステーションが今ございます。左が平常時ということで雨が降ってないとき、これは地域の方々にある程度自由に使っていただくと。そして、雨が降って洪水になると、右の絵のように避難場所になったり水防活動の基地になったり、そういった施設でございまして、ちょっと次を。今この絵でいきますと、石井町に石井防災ステーションというのがございます。これはもう既にできておりますけれども、下の絵にありますように西村中鳥地区のところの中鳥河川防災ステーションというものを、もう1カ所つくっていきたいというふうに考えてございます。

それから、排水ポンプ車、これもいろいろと洪水のときには排水ポンプ車というものを緊急的に配備しておりますけれども、そういった排水ポンプ車の、あるいはクレーン車等の作業に必要な作業上の整備であるとか、あるいはここに側帯と書いてございますけれど

も、これはいわゆる土砂をためておくところでございます、水防活動なんかをやる時に土砂が必要でございますので緊急用の土砂を備蓄する場所ですね。これは堤防沿いに一緒に平行にといいますか、つくっていくわけでございますが、それを側帯と呼んでおりますけれども、そういったところの整備。

それから、一番下にございますように水防活動であるとか、あるいは避難誘導をするために必要な情報を得るといことで、水位観測所とか、そういう水門の観測設備であるとか、あるいは監視カメラであるとか、あるいは光ファイバーといったようなものも整備していきたいというふうに考えております。

それから、これは旧吉野川の方でございます、本川と同じようにこういうたくさん低いところがあるということでございます。これも、今切川の方でございます。

これは、旧吉野川の方を全体でどうやるかというのをまとめた絵でございます。旧吉野川につきましては、全体で12地区、約20kmぐらいの堤防整備を行うという予定になってございます。それから、これも旧吉野川の方の河道の掘削で、考え方は本川と同じでございます。茶色でちょっと塗った部分、こういったところの河道掘削をやっていくということでございます。

それから、旧吉野川の方は橋梁等も結構かかっておりまして、橋梁はちょっと低い、橋脚が狭いとか橋が低いとかいった部分もございますので、こういった部分も改築をしていかなければいけないということでございます。

それから、これも旧吉野川の地震対策でございます。先ほどご説明しましたように、非常に地盤が弱うございますので、こういった地盤の補強みたいな耐震対策ですね、堤防の下にこういうふうに打って、横に逃げないように、こういった対策もやっていくということでございます。

それから、防災関連施設。これも旧吉野川の方でございますので、本川と大体同じでございます。

次に、河川環境の整備と保全という分野で、先ほど課題のところでもご説明しましたが、レキ河原にシナダレスズメガヤというものが非常に急激に繁茂してきたというお話をさせていただきました。動植物への影響も懸念されているというところでございます、河原に定着あるいは進入しにくい川をつくっていかなければいけないということで、この絵にございますように、現在はこのようにヤナギが茂っていて、その横にそういう外来植物が多いと。このヤナギがあることによって、こういうふうに土がだんだんたまってくる

ので、そういうのが繁殖してくるわけですが、その木を、ヤナギを切ってしまうと、こういう外来植物だけが残るわけですが、その後大きい洪水が来ると、こういうふうにかき回されて、川の流れと一緒に流されてしまうと。実際16年の台風が来ましたが、かなりこれでなくなっております。そういうことによって、きれいなレキ河原が再生できるという方法でございます。

それから、これは先ほどのヤナギの話でございますが、非常に水際がこういうふうに直立化、急勾配で、勾配がきついということがございます。ヤナギも昭和50年から平成2年にかけて非常に多く繁茂しまして、今は岩津より下流のところではかなりふえてきているということでございます。こういうものにつきましても、ヤナギを切っておけば、水が来れば、こういうふうになだらかな水際の線が回復できてくるということでございます。

それから、そのほかに河道内の樹木ということで、ヤナギとかほかに竹とかもございます。そういった部分についてはなかなかいろんな要素がございまして、一概にどこの箇所をどうするというのは全部を網羅することはできませんが、基本的には個別箇所ごとにどんなふうにするんだという管理目標を今後明確に決めていきたいというふうに思います。その中で、実際に治水の観点からとか、あるいは環境の観点とか、地元の風土の観点から、どんなふうに残していったらいいんだろうか、どんなふうを整備していったらいいんだろうかといった部分の管理の目標、やり方を決めて、具体的にやっていきたいというふうに考えております。

それから、次に河川空間の利用ということでございます。人と川との触れ合いということで、吉野川につきましては、今ここの絵にございますように子供たちの河川事業の推進と体験活動の充実を図るということで、美馬市に四国三郎の郷がございましてけれども、あそこを水辺の楽校プロジェクトということで今整備を進めておりまして、引き続き行っていきたいということでございます。それと、これは旧吉野川の方でございましてけれども、北島町の方に水辺プラザといったものを今後整備していきたいというふうに考えております。

それから、ダム関係でございますが、これはちょっと割愛させていただきます。

次に、河川の維持関係の方に入らせていただきます。河川の維持関係につきましては、まず水が流れているところの断面の管理、いわゆる川の中の管理ということになりますけれども、一応現在河川の巡視とかあるいは測量なんかをやって、土砂の堆積状況であると

か、あるいは川の底が下がってないか上がってないかといったような状況を含めて監視をしております。また、洪水を流すための断面積の維持を図るために、あるいは通常の水が流れる場所の安定化を図るために、川の整正とか樹木の伐採なんかもやっていくということでございます。

それから、施設といいますか、堤防とか護岸それから樋門とか排水機場といったものがございしますが、これらにつきましても点検とか河川巡視を今後とも引き続きやっていきまして、堤防漏水あるいは被災がありましたら、逐次必要に応じて補修をやっていきたいというふうに考えております。

次に、許認可事務ということでございますが、これは当然のことではございますけれども、許認可に当たりましては河川法に基づきまして許可をしていきたいし、砂利の採取も行われております。これも砂利採取法というのがございまして、これに基づきまして適正に許可をしていきたいというふうに考えております。

あと、河川美化の分野では、これまでも地域住民の方々にはいろいろご協力をいただいておりますけれども、今後とも住民の方々やあるいは関係機関の方々と連携をとりながら、河川美化に努めていきたいというふうに思います。

それと、水防資機材の確保ということで、吉野川は水防活動が非常に盛んに行われます。そういった意味でも水防資機材の備蓄ということは非常に大切でございますので、今後とも引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、ダムの維持管理につきましては、このように非常に堆砂が多いということでございますので、これは柳瀬ダムの事例でございますけれども、そういう堆砂対策。それから次に、これはダムの中に入ってきた、洪水のときに入ってきた流木でございますけれども、その流木をただとって捨てるのではなくて、こんなふうのリサイクルをして、こういう植生の基礎材というのか、土壌改良材、そういったものにリサイクルをして使っている事例でございます。

次に、危機管理のお話でございますけれども、まず危機管理もいろんな観点がございますけれども、まず河川情報の収集とか提供といった部分がございます。洪水とか水質事故とかあるいは地震のとき、そういったときには迅速かつ的確に情報をいろんな形で、カメラとかいろいろありますので集めまして、そして県を通じまして各市町村に周知します。また、同時にテレビ報道等もございまして、インターネットとかそういったものを通じて、一般住民の方々にも情報提供に努めたいというふうに考えております。

それから、地震とか洪水の対応ということでございますけれども、これは危機管理ということでございますので、やはりどうしても不測の事態の発生はございます。そういった場合に応急復旧や災害対策用の機械の派遣を行うということで、被害の防止・軽減に努めていきたいと思っております。

それから、先ほどから出てきております洪水ハザードマップ、これにつきましても、これは各市町村がつくっていくということでございますけれども、その作成をしたり、あるいはそれを公表する、またそれを活用して訓練をやるといったことがございますので、そういった取り組みにもご協力をしていきたいというふうに考えております。

あと、水防団との連携ということで、写真にも少し載せてございますけれども、特に水防団とは連絡体制とか、それから重要水防箇所の確認とか、それから水防の資材の備蓄の状況とか、そういったものが今現在どれくらいあるかというような情報の共有化であるとか、あと一緒に合同巡視、いわゆる重要水防箇所の合同巡視をしたり、あるいは水防訓練をしたり、そういった水防の体制を今後とも充実を図っていきたいというふうに思います。

それから、これは水害防止体制の構築ということで、これはそういう我々だけではなくて、あと住民の方々も含めまして、やはり自助、共助、公助といったことがいつも言われております。そういったことで被害を少なくするというところでございますので、防災体制とか連絡の体制そういったものの強化を図っていきたくと。

それから、水質事故と。ここは船がちょっと沈んで油漏れがあって、ちょっと対策しておりますけれども、こういう水質事故、そういったものにつきましても非常に影響が出てくる場合もございますので、特に今は水質汚濁防止連絡協議会というのがございます。そういった協議会を通じまして、連絡体制とかあるいは訓練等も行いまして、体制の充実を図っていきたくというふうに考えてございます。

それから、災害復旧。これはもう去年、おとしも災害がございましたけれども、特に破堤等、大規模な災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するために緊急的な対策というのをもっていきたくというふうに考えてございます。

次に、水の管理というところでございます。水の利用の管理ということでございますけれども、吉野川の水、先ほどいろんなものに使われているというご説明をさせていただきました。川の水量とか水質は今後とも引き続き監視はしていきます。あと利水者ですね、いわゆる農業用水とか工業用水とか水道用水とかいろいろございますけれども、そういう

ふうに許可をしておるものですから、水量の管理をきちっとしていこうということで、流量計とか水位計とか、そういう取水施設にそういったものをきちっとつけてくださいということで、ご指導をしていきたいというふうに思っております。

それから、湧水への対応ということでございますが、先ほどもございましたが吉野川水系水利用連絡協議会とかがございます。こういった中で、湧水時には円滑な湧水調整といったものをしていきたいというふうに思っていますし、同時に地域住民の方々に対しても節水を呼びかけますので、ぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。それから、あと既存の水資源施設の有効利用というのは、ちょっと難しい書き方しておりますが、これは今あるダムをうまく使って異常湧水時への対応が何かうまくできないかと、そういった部分につきましても今後検討していきたいというふうに思っております。

それから、水質の保全につきましては、先ほど現状でご説明しましたとおり、環境基準を超えているところはないということでございますけれども、引き続きこういうふうな形で水質の監視をしていきたいというふうに考えております。また、地域住民とか関係機関の方々らの連携をとりまして、現況の水質の維持に努めてまいりたいというふうに考えております。これは早明浦ダムのたまった土砂の撤去の状況でございますけれども、今後とも土砂の撤去とともに、いろいろ貯水池の適正な維持管理を行ってまいります。選択取水設備、水のきれいなところから水をとると、今ちょっとここに書いてございますが、そういう設備がございます。そういった部分の運用につきましても、引き続きやっていきたいというふうに考えております。

次に、河川環境の方に入らせていただきます。河川環境につきましては吉野川、特に先ほどから出ております瀬・淵がたくさんあってということでございます。アユ等の産卵場とかあるいは採餌場、特にこの付近、川の状況でございますけれども、そういうことでございまして、瀬・淵が多く分布していることから、それらの保全に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、竹林もあるということでございまして、広大な竹林がございますが、このようにサギの集団営巣地、ねぐらになっているということもございまして。ただ、堤防の整備とかあるいは川の掘削という部分も出てまいります。基本的には、こういう竹林というのは守ってまいりたいというふうに考えておりますけれども、お互いうまく整合するように調整をしながら、竹林の保全に努めていきたいというふうに考えております。

それから、これは川の連続性、いわゆる魚道等の機能の維持ということでございませ

て、アユなんかが遡上をしたり、あるいは下ったりということで、あるいは底生動物も多くいるということで、これは柿原堰の絵でございますけれども、そういった面についても極力川の連続性といった部分の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、これは河口の干潟のところでございますけれども、御存じのとおりシオマネキがいたり、シギ・チドリがいたりということで、底生動物がたくさんおりますけれども、この辺の環境、干潟の環境の保全につきましても、我々のできることをやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、これは旧吉野川の方でございますので少し割愛させていただきます。これは、第十堰の方の魚道の話です。

ここから、河川景観の方に少し入らせていただきますけれども、吉野川本川の方で説明させていただきます。河川景観につきましては、先ほどもご説明しましたように、川の掘削の際には緩い勾配でということをやります。そうすることによりまして、水際にオギ・ツルヨシ群落等の水際植物の回復が望めるといったこともございます。また、放置された竹林につきましては、できれば住民の方々と連携して適正な管理に努めていきたいというふうに考えてございます。これは、旧吉野川の方でございます。

それから、次に河川空間の整備と利用ということでございまして、ここには吉野川の中流域それから下流域、最後に旧吉野川とございますが、中流域・下流域ともに、中流域につきましては今は竹林がございまして、沿川に密着した多目的な広場という形で管理をしていきたい、高水敷をスポーツ等の行える快適な空間として管理していきたいという話。下流域もよく似ているんですけども、高水敷の利用を高めてスポーツ等あるいはレクリエーション等の場になるように管理していきたいというふうに考えてございます。

それから、川に親しむといった分野でございますけれども、これは子供さんたちが水生生物調査をやっているということで、子供たちの環境教育への積極的な支援も行っていきたいというふうに思っております。また、同時にボランティアの方々には日ごろからお世話になっておりますが、清掃活動、アドプトでやっていただいております。そういったことにつきましても、今後とも一緒にやっていって河川愛護思想といえますか活動を充実していきたいというふうに思っております。

今後に向けてということで、最後の章になりますけれども4点ほど挙げております。まず、1点目は情報の発信と共有ということでございます。これにつきましては、やはり情報を発信してお互いに共有するということは大事でございますので、今後とも公開講座と

かホームページとか広報誌とかそういったものを活用して情報を発信しますので、住民の方々とも情報を共有していきたいということが1番目でございます。

それから2つ目、地域住民、関係機関との連携・協働ということで書いてございます。これにつきましては、地域の住民、市民団体とか、あるいは自治体、河川管理者が、それぞれ役割をやっぱり認識して、それぞれ役割を踏まえた上で連携して取り組むと、それが一番効率的で皆さんに参加していただける形ではないかというふうに思っております。

それから3つ目でございますけれども、IT（情報技術）の活用ということで3つ目に挙げてございます。これは、実際にいろいろ災害が起こった状況を想定していただきますと、なかなかリアルタイムで情報を集めるというのは難しゅうございます。そういった面を少しでも早く得たいということで、自治体の方と協力しながら被害情報を少しでも早くリアルタイムで集めると、そして共有するといった体制を今後調査、研究をしていきたいと。

それから、最後に河川整備の調査研究、これはちょっと一般的な書き方になっておりますけれども、いろいろ河川の管理上には課題がございます。それから、新しい技術の開発等も言われております。そういった面で、今まで集めてきたデータとか環境情報といったものがございますので、そういうものを使って今後とも調査、研究に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上で、素案の部分のご説明は終わらせていただきます。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。ちょうど今、皆さんのお手元にあります素案の第1章から5章のご説明が終わりました。ちょうど今回の住民の皆さんの意見をお伺いする前に、実は6月27日に第1回の学識者会議が開催されました。少し、河川管理者の方に学識者会議のおまとめをお願いしておりますので、学識者会議の意見の概要とご報告を、若干お願いをしたいと思います。

河川管理者

では、引き続きにはなりますけれども、これまで学識者会議とかほかの会場で住民の方々から意見を聞いたりしておりますので、そのときにどんな意見が出ているかということで、ちょっと事前にご紹介をしておきたいと思っております。

これは、6月27日に学識者会議ということでやりました。これらにつきましては、一応素案への反映というものが我々も必要と思っておりますので、現在の考え方も含めてご紹介

介をしたいというふうに思います。

まず、1つ目が、これは現状の課題というところで、森林の現状と課題というものをもう少し書くべきではないかというようなご意見がございました。これにつきましては、我々河川管理者といたしましても森林機能というのは十分重要というふうに考えておりました、この河川整備計画の素案の中に記載を充実していきたいというふうに考えております。ただ、森林につきましては、河川整備計画で記述する内容には我々のやる範囲内で書くということでございますので、すべて書き切れるというわけではございません。したがって、河川管理者にできない部分につきましては、ほかの関係機関に働きかけをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、2つ目、真ん中のこれでございますけれども、これは旧吉野川の方の話でございます、先ほどから申し上げましたように非常に軟弱地盤であるということで、地震時には液状化をして、堤防だけではなくて皆さんが住んでいる側も地盤沈下するだろうと、そういった影響についても考慮すべきだと、こういうご意見でございます。これにつきましては、当然そういう地盤沈下があって津波とか洪水が来ればつかるという可能性がございますので、そういった洪水による被害のリスクというものは当然把握しながら、自治体の方々と流域住民の方々とも協力いたしまして、被害軽減のための施策を推進していきたいということで、これも中に記載していきたいというふうに考えてございます。

それから、3つ目でございますけれども、河川環境に関してはやるべきことを明確に記載されたいということでございます。これにつきましては、環境部門でこれまでご説明を申し上げてきましたけれども、河川環境の目標設定というのは、堤防をつくるといったように、どこからどこまでつくと、何kmつくとといったような、具体的な数字にあらわして目標を書くということは非常に現実的には難しゅうございます。したがって、今後学識者会議等の場もございますので、ぜひ具体的な河川環境の目標についてもご意見をいただきながら、できる限り、その内容をこの素案の中に反映していきたいというふうに考えてございます。これが学識者会議のご報告でございます。

あと、住民の方々から意見を聞いたというのがございまして、7月8日に美馬会場で聞いております。これは、一応こんなご意見があったということだけご紹介しておきます。

一番上は、本川だけではなくて支川側を監視する県とも十分連絡調整をとって、堤防の整備、内水対策を進めてほしいということでございます。これは三加茂町のところで今堤防整備をやっておりますけれども、その箇所の支川と本川の合流地点のところのご要

望でございます。

それから2つ目、中州の歴史的な景観を残してほしいので堤防の整備位置を複数案示す方法ができないかということでございまして、これも三加茂町の堤防の、これからつくっていくところの堤防の箇所の整備でございますけれども、ちょうど景観がいいところがあるので堤防の法線、いわゆる堤防をつくる線、場所、これを少し考えて、景観を残すために堤防の位置をいろいろ考えてくれないかと、こういうようなご意見でございます。

それから、一番下でございますけれども、我々堤防を今までいろいろつくっておりますけれども、多自然型工法と、必要な場所についてはコンクリートを張らなければもたない場所もございますが、極力多自然型ということで、表面にコンクリートが出ないようにとか、土とか木を使った工法を採用しておりますけれども、なかなかうまくできてないところもあるのではないかと、そういったことで今後そういうふうな多自然型の川づくり、堤防をつくっていく上に当たっては、専門家とか地元の住民からの意見も聞いてやっていく方法がいいのではないかと、こういったご意見でございます。

それから、7月9日には一番上流の高知県会場ということで、土佐町でご説明をしました。2つほど挙げてございます。ここにありますように上流の県管理区間については浸水被害がたびたび発生していると、今後直轄化をしてくれないかということのご要望でございます。これは残念ながら、今回の整備計画は国の管理する区間について書いてございまして、整備計画の対象外になっている区間のことを言われているのですけれども、この指定区間につきましては堤防の整備なども何もされていない状況なので、ぜひ直轄化をお願いしたいと、国で整備をお願いしたいというようなご意見でございました。

それから2つ目、ダムの洪水調節機能の向上に対する質問、説明、それから機能向上ということでございます。これは、ダムから放流された洪水によって下流の浸水被害が起きていると、ダムから放流された洪水というのはおかしいのですけれども、ダムは入ってくる水に対して必ずそれ以上は放流はしてないわけでございますけれども、ちょっと誤解されている部分もございますが、そういったダムから放流されたことによって下流に被害が起きていると、そういったふうなご意見もございまして、こういうふうなことが挙がっております。

それから、これは、先日、中流域で7月11日に市町村長さんからご意見をいただいたものでございます。テレビ報道とか新聞でも出ておりますので既に御存じの方もあるかもわかりませんが、特に岩津より上流のところでは無堤地区、いわゆる堤防がないとこ

るがずっと残ってきたと、そういった意味で早く堤防を整備してほしいという話でございます。

それから2つ目、これは堤防の整備というよりも、河川空間の活用とかそういったちょっとソフト的な面でございます、特にこれも上流の方では利用できる土地も少ないのだけれども、そういった土地こそ河川空間を活用していろいろやりたいので、整備をお願いしたいという話とか、あるいは川自体はやっぱり観光資源という要素もあるので、船だまりとか親水施設とかそういったものも整備をしてもらいたいと、こういうことでございます。

それから、最後に、この5年から10年の間で実施する計画が知りたいということでございます。これは今説明してまいりましたように、河川整備計画は約30年の間で何をやるかということを書いてございます。ただ、もう少し分けて、今後5年、10年ぐらいの間では具体的に何をやっていくのかということも教えてほしいと、こういうご意見でございました。

以上、簡単ではございますが、ご紹介しておきます。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。それでは、皆さん、今説明が終わりました。ちょうど今皆さんのお手元に、厚い資料ですが整備計画の素案がございまして、今ちょうど、その105ページまで説明が終わったことでございます。この後、ちょっと会場設営の関係で休憩をとりますが、106ページ以降をちょっとごらんになってください。ここに、それぞれ整備計画に関する附図がついております。休憩後、皆さんの意見を賜りますが、その中で皆さんで、特に具体的にこの場所だというふうなご意見があります方は、少しこの附図をごらんになっていただいて、できましたら意見ご発言のときに、この附図の何番かということをお教えいただけたら幸いです。

今から意見を賜るために、ちょっと会場を変更しますので10分間休憩をしまして、それで10分後から開催をしたいと思っております。ちょうど私の時計が3時55分でございますが、4時5分から再開をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

〔午後 3時55分 休憩〕

〔午後 4時 5分 再開〕

6) 吉野川水系河川整備計画【素案】についての質問と意見

ファシリテータ

それでは、皆さん、今から皆さんのご意見を賜りたいと思います。

きょうのホッチキスどめの青い紙の一番後ろをごらんになってください。この下の方です。今回、なるべく多くの方にご意見をちょうだいしたいと思ひまして、私どもコモンズの方としまして、発言の3つのお願いがここにあります。

今回は、挙手をお願いしたいと思います。手を挙げてください。

その次ですね、進行役の方からどうぞと言ひますので、おところとお名前をお伝えください。おところは何々市だとか何々町まで結構でございます。

それから3つ目は、今回、このご発言につきましては、後から速記録というのがありますから、一応マイクを渡しますのでマイクを持っておしゃべりください。

以上がお願いでございます。

それで、この大きな素案がありますが、この素案の106ページから後ろの方に地図がございます。今回、3つ目の会場のご説明でございますが、1つ目、2つ目の会場の中でも、具体的にここだというふうなご意見が多数ございました。できましたら、個別の具体の場所につきましては、ご発言の前に附図をご確認の上、もし地点があれば、ボールペンとかあるいはシャープペンでその場所をご確認いただいたらありがたいと思ひます。今回、機械で、前の方に皆さんがお示しいただく場所が写るような準備をしております。皆さんの方がお書きになりますと、すぐスタッフの者が参りまして、そこで皆さんのお示しいただく場所を前の画面でわかるようにしたいと思ひます。

もう1つございます。今回、グラウンド・ルールでは、今からの皆さんのご発言、それから意見記入用紙、これは全く同等の扱いでございます。それで進行役の方からのお願いですが、多数ご意見がおありの方がいらっしゃると思ひます。できる限り多くの方からご意見を賜りたいと思ひます。できましたら、一度のご発言につきましては2つか3つぐらいの項目でお願いをしたいと思ひます。そして、2つか3つのご質問を1人の方から受けるとすると、できたらほかの方のご意見をちょうだいしたいと。それでもしお時間があれば最初の方にまたマイクを回したいと思ひますが、どうしてもない場合については意見記入用紙の方でのご発言にさせていただきたいと思ひます。できる限り多くの方のご意見を賜りたいと思ひますので、できましたら一度の発言については、例えば5つ、6つ、7つされますと、お1人の方で15分、20分、30分とります。できましたら、お1人の方のご発言の項目は2つか、多くて3つほど、4つ以上ある方につきましてはご意見の記入用紙の方へお書きください。よろしいでしょうか。

それでは、挙手ということで参りたいと思いますので、よろしいですか。

はい、どうぞ。では、マイクの方をお待ちください。今お2人おられました、まず前の方と、次にそちらの方、2番目に行きたいと思います。お名前とおところですね、市町村名まで結構でございますのでお願いいたします。

参加者（Aさん）

私は、麻名用水土地改良区のAと言います。石井町です。

ファシリテータ

どうぞ、もう後はおかけください。どうぞ、承りたいと思います。

参加者（Aさん）

ご承知のように、麻名用水は吉野川市、石井町にわたってかんがい事業を行っておる改良区でございます。当初は1500町歩ぐらいあって、徳島市の南井上、国府町をも含んでおったわけでございますが、最近、水が不足していた関係で、この徳島関係は皆脱退して、今、石井町と吉野川市、120町歩3500戸の経営しておる農地に対してかんがい事業を行っておるわけでございます。

当初は $7.1\text{m}^3/\text{s}$ の水利権を持って、十分な水を取水しておったわけでございますが、最近におきましてはそれが $3\text{m}^3/\text{s}$ 前後に減っておるわけで、非常にかんがいが不能になっておるのが現状でございます。

それで、この取水の量が減りますと、もともとが $7\text{m}^3/\text{s}$ ないし $6\text{m}^3/\text{s}$ 取水したときに合わせたように水路ができておるわけでございますが、現在は水量が減ったために各支川への十分な配水ができんような状態でございます。それで現在は、各支川への配水は補助ポンプでポンプアップして送水しておるような現状でございます。

と申しますのは、取り入れ口の水位が、当初は昭和30年代までは1.8m、180cmぐらいの水位があったわけでございますが、最近におきましては1m以下、70cmぐらいに減っておるわけでございます。どうしてこの水位が70cm、1mも減ったかということを考えますときに、平成4年度の台風によりまして、ちょうどあの川島の潜水橋が流れた年でございます。大きな台風によって潜水橋も流されるし、それに応じてバラスの州がずっと下流へ移動したわけでございます。

そういうこともあって、水位が毎年毎年下がりがして、現在においてはこの1m以内を前後しておるような次第でございます。そのために取水量が非常に減って、かんがいの水が非常に少なくなって実は困っておるわけでございますが、それにつきましてはいろいろ

対策も考え、専門家にも設計もしていただいたわけですが、とりあえず取り入れ口のバラス、あるいは樹木を取らせていただいて、本流からスムーズに取り入れ口へ水が流れ込むというようなことにいたしたいと思うんですが、それにつきまして許可を願いたい。それが1点でございます。

もう1点は、もともと、これは図面は9です。

ファシリテータ

附図 - 9ですね。

参加者 (Aさん)

ええ。

ファシリテータ

わかりました。では、画面の方も出ていますね。皆さん、そしたら附図 - 9をちょっと今からごらんになりながら、前の方には同じところが出ておりますので。どうぞ。

参加者 (Aさん)

もともと、昭和30年代までは、本流が南の堤防に沿うてずっと流れておったわけですが、昭和37年、38年の台風によって本流が北へ移動したわけで、もともと流れよった堤防の縁は流れずに本流が北へ寄ったわけでございます。そういうために水位が下がったということも1つの原因でございます。

しかしながら、それは自然の力でこの本流が変わったというのでは、いろいろ皆さんの意見を聞きますとそうではないらしく、あそこにバラスを取るために進入路があったわけでございます。それが大きな障害となって、当然こちらへ皆、南岸を流れる本流が北の方へ移動したわけでございます。そのために、もともと $7\text{m}^3/\text{s}$ を超す水を獲得しておったわけですが、現在においては1m、取り入れ口の水が1m以下でございます。特に、平成6年度の渇水時、最近の17年度の渇水時には非常に水がなくて、急遽、ポンプアップでしたぐらいでございます。

それともう1つは、この平成4年度に大きな台風が来て、川の形状が変わって、バラスもずっと下流へ移動した、それも大きな原因と言われておるわけでございます。そういうことがありますので、ぜひこの取り入れ口の、水が入るようにバラスを取りたいと思うので、それを許可を願いたい。

それと、もう1点は、昔流れておった本流、南岸の堤防に沿うた南岸の底流を復元していただいたらと、かように思っております。

ファシリテータ

はい、わかりました。ありがとうございました。

今、ご意見としては、Aさんの方から麻名用水に関してのご意見、これについて2つございまして、現状としては麻名用水の取水量が減って、昔は7m³/sから6m³/sあったところが減ったと。で、水位についても、昔は1m80ぐらいあったのが1m以下になっていると。その原因として今のお2つですね、1つが水量が減っているということで、まず取り入れ口の樹木を減らすための伐採等々を許可していただきたい、これが1点。もう1点は吉野川の本流における南岸が流れる復元というふうな、この2点でございましょうか。はい、わかりました。

そしたら、きょう、河川管理者の方がいらっしゃいます。この中で、今、麻名用水についての2つのご希望、ご意見ですが、1つ目は麻名用水に関しての取水口付近のバラスであるとか樹木、こういったところの処置ができないか。もう1点は吉野川本流、今、北岸の方へ寄っているというようなことでしたが、それが南岸へ復元するようなことが入らないだろうかと、こういったことですが、もしこの件、すぐには難しいかもしれませんが、河川管理者の方から何かお答えできるものがあればお願いできますでしょうか。よろしいですか。

どうぞお願いいたします。

河川管理者

先ほどご説明しました副所長の山地でございます。

今すぐ、ここですべてお答えというわけにはいきませんが、1つ目の分について少しお答えといたしますかお話をしておきたいと思えます。

取水口の水をとりやすくしたいということで、土砂とか樹木を取ることの許可ということでございまして、取水量が、水が取りにくいという現状がよくわかりました。ただ、我々としましても河川の中の管理という観点もございまして、どれぐらい土砂を取られるとか、あるいは樹木をどんなふうに伐採されるのかといった部分については、ちょっと今のお話の中だけでは具体的にはわからない部分もございまして、今後ですね、少しそういった部分について具体的にお話をさせていただきながら、どんなふうにするのか協議させていただきたいと思えます。

以上でございます。

ファシリテータ

わかりました。

今、河川管理者の方からは、お2つのうち1つですね、伐採あるいはバラスの件につきましてです。後半の方の川の本流の話は、ちょっと今はなかなか難しいというふうなことで。

河川管理者

ちょっと川の流れにつきましてはですね、ここだけではなくて、いろいろ川の流れというのは自然現象も含めまして変わってくる要素はございますので、この場では少しお答えといえますか、それは控えさせていただきたいと思います。申しわけございません。

ファシリテータ

Aさん、そういうふうなことですが、まず今ご意見を賜りましたのでよろしいでしょうか。

そしたら、はい、後ろの方、お願いします。最初だけちょっとご起立をいただきたいと思いますので、おところとお名前をお願いいたします。

参加者（Bさん）

お許しいただきたいのは、実は、先ほども説明の中にありました中流域というんですか、美馬市で会をされたときに堤防が40年、この整備が40年もあるというようなことを聞いたわけです。

ファシリテータ

恐れ入りますが。

参加者（Bさん）

美馬市です。美馬市の美馬町のBでございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。B様です。

参加者（Bさん）

それで、先ほどの会するときにも説明があったように、無堤地域にですね、私が質問したのは、美馬町で中鳥川の改修がされて、今、堤防ができて、この間、落成式をしたわけでございます。そのちょっと下で、沼田地域が2.2、無堤地域になっております。

ファシリテータ

沼田地域。

参加者（Bさん）

地域です。2.2が。それは中鳥川改修というんですか、その堤防をするときに条件を言

っておったと思うんです。私どもは、下も引き続いてやっていただけるように聞いておったわけです。それがこの前の会議を聞きますと、この整備計画が30年もかかると。そして、40年も今まで待っておったなにか、無堤地域がですね、また40年もすることは、そこは遊水地帯でございますので、家、それから住民の人が家屋浸水というものがございまして、それを早期に築堤していただきたいと思っております。

それで、まあ5年から10年の間にもやっていただきたいという意見が、先ほど報告があったんですけど、少なくともそういうことでお願いしたいと思っております。その1点だけです。

ファシリテータ

わかりました。

Bさんの方から今、中鳥川ですか、そちらの方の堤防の無堤地域の、今、堤防のところのそれに隣接する。

参加者（Bさん）

いや、中鳥川が、中鳥という島は堤防ができたわけです。その下が2.2、今、無堤地域になっておるんですね。で、聞きますと、いつできるかわからんというように聞いておるんですね。そして、その下には美馬橋がある。その下は築堤ができておるわけです。で、美馬市でできてないというんですか、遊水地帯で田んぼにも水も入るし家も床上浸水にもなるし、そういう地域が残っておるわけです。それを、今の整備計画でいきますと30年もかかるというんですかね。30年もかかるのを待てないんですよ。そこいらをどないかできないんだろうかと思ひましてお願いしたわけです。

ファシリテータ

はい、わかりました。

Bさんの方から、一番冒頭に質問というふうなことでおっしゃっていましたが、今のご質問のところの堤防の着手時期といえますか、こういったことがいつになるかというふうなことだと思ひます。よろしいでしょうか。

どうぞ、今お手が挙がりましたので。恐れ入りますが、最初だけご起立と、ご所属とお名前をお述べください。

河川管理者

徳島河川国道事務所河川調査課長の赤澤と申します。よろしくお願ひいたします。

説明の方がちょっと言葉足らずだったかもわからないのですが、30年間で我々の

直轄区間、池田まで、そこまでの無堤地区を順次やっていくという趣旨でございまして、個別の箇所が30年間かかるということではありません。

それで、今、上流地区では4カ所の築堤整備をやっておりまして、効率的な執行ということもありますので、その部分を早期に仕上げたいというふうに思っております。その後のことにつきましては、上・下流の影響でありますとか、家屋の浸水の状況とかを踏まえまして順次やっていきたいという趣旨でございまして、ご理解いただきたいと思っております。

ファシリテータ

どうぞ。

参加者（Bさん）

実は、49年にですね、美馬橋まで今築堤ができております。堤防は完備していただいております。そのときに引き続いてするということで、国土交通省は用地交渉というんですか、まで当たったわけです。49年の時点ですね。そして10年か20年の間にできるだろうなと思っておったんですよ。

それ以外に、例えば今堤防をやっております三野の太刀野地区と芝生地区ですね、ここが、まあよそのことですけど、堤防が要らないというて陳情までしたところが急にできておるんですよ。この5年の間にもう用地交渉もでき、加茂野宮、清水がですね、18年まで買収までしておるわけです。こうなりますと、私ども美馬町でおる住民は、今度合併したら、今度はやかましく言っているように脇町のごみのところをやろうと、そこを重点的にやられている。そしたら我々は、重清地域ですか、沼田地域はおくれるわけですよ。だからそのところ、順位というのはどういうようにして決められるのか。

先ほど課長さんが説明になったところに、必要に応じてというんですけど、やっぱり私ども考えた場合には、そこら辺を十分認識して、できるだけ早い機会に、あしたしてくれとかいうのでなしに、少なくとも遅くとも10年以内の間には、私どもの生きておる間にはできないかなと思うんですよ。そこをお願いしたわけです。

ファシリテータ

Bさんのご意見としては、まず30年ということではなくて、最後のところで、10年ぐらいにぜひともお願いしたいと。

参加者（Bさん）

それはしていただきたいと思うんですよ。

ファシリテータ

というふうなご要望のご意見というようなことでよろしいでしょうか。

今、Bさんの方から築堤に関しての時期を早めてほしいというご意見がございました。承りました。

今、お2人からご意見いただきましたが、どうぞ。はい、どうぞ。

ありがとうございます、図の方ですね。ちょっと皆さん、お待ちください。

ご発言される方で図をご準備される方は、事前に係の者にお手を挙げていただきまして図の方をすぐ明示させていただきます。よろしいですか。

では、どうぞ。ご意見をお願いしたいと思います。

参加者（Cさん）

それでは、私の方から二、三点、お願いなり要望をしておきたいと思います。私は、阿波市に住んでおりますCという者でございます。

図の10番でございますが。

ファシリテータ

附図 - 10でございますか。皆さん、附図 - 10をちょっとおあけください。

参加者（Cさん）

その岩津から下流域になります谷島、勝命地区というのがございます。そこで約2km余りの間隔が無堤地域でございます。それはもう数年前から、いろいろと関係機関に陳情いたしております。

それで、先ほどご質問がございましたが、30年ぐらいの計画ということでございますが、私の方も、できましたら一日も早い計画なり着工をしていただきたいと思います。

16年の23号台風では雨よけハウス、野菜ですね、それと果樹、それから民家に床上・床下浸水が何十軒か出ています。そういうようなところで、昔は民家もなかったようですが、このごろは最近その周辺に民家がふえています。できましたら早急にやっていただきたいなということと。

この図面の左側の丸のところでございますが、県の一級河川と吉野川の合流地点がございまして。一級河川の名称でございますが、これは五明谷と、県の一級河川伊沢谷でございます。その合流地点で、内水面の機場がございまして。機場の下で雑木が群生しております。それは吉野川の区域でございます。それを伐採していただいたら、内水面の機場が十二分に発揮できるのだらうなと思いますが、五明谷のところでは、23号台風で、床下・

床上で30軒余りが被害をこうむっております。そういうような関係もございますので、伊沢谷の吉野川の合流点、それから五明谷の合流点の伐採については、現状を見ていただいて早急に伐採計画を立てていただきたいなど。

それと、勝命、谷島の無堤地域についても、一日も早く着工計画を立てていただきたいなということでございます。どうぞよろしく申し上げます。

ファシリテータ

わかりました。

阿波市のCさんの方から2点ですね。1つ目が、附図 - 10の無堤地域の早期着工のお願いということ。もう1つが内水面ですね、五明谷等ともう1つの谷を含めた内水被害に対する伐採をお願いしたいという、伐採の許可でございますか、Cさん。

参加者（Cさん）

そうです。

ファシリテータ

伐採の許可をしてほしいと、はい。この2点でございますが、河川管理者の方からいかがでしょうか。

1つ目につきましては無堤地域、附図 - 10の無堤地域区間の早期着工をお願いということと。どうぞ。

河川管理者

では、すいません、私の方から。

早期着工の件につきましては、先ほどのBさんのお話とも共通いたしますけれども、先ほども少しご説明はいたしました。今後30年間にやる範囲をとりあえずお示しして、その中でどんな順番でやっていくかということについては、今後、基本的に決めていかんといかんわけでございますけれども、まず今申し上げられることは、先ほどのお話の中にもありましたように、現在、既に堤防事業をやっております脇町とか、それから加茂一とか芝生とか、そういった部分はもう少し頑張れば、一つ一つ、あちこち手をつけるということになるとどこも効果が出ませんので、今の考え方は、早く1つの箇所を終わらせて次に行こうという考え方で、集中投資をして効果を出すという考え方で取り組んでいっております。

したがいまして、今やっているところはもう早く済ますと。そして、あと基本的には、御存じのように川の整備というのは、上流の方には申しわけないんですが、基本論をお話

ししますと下からというのが通常のやり方でございます。ただ、地区地区でいろいろ、被害が非常に大きいとか事情はあると思いますので、先ほどちょっと調査課長がご説明いたしましたように、必ずしも順番にというわけにはいかないかも知れませんが、そういった個々の事情も考慮しながら整備する順番は決めていきたいというふうに考えております。

ですから、30年計画でございますので、今お示した堤防計画は、30年すれば、もう1つ条件がございますして、予定どおり予算がつけばという大前提もあるんですけども、予算の話も少しさせていただきますと、非常に最近、御存じのように、公共事業は予算が削られておりまして、治水事業の予算もピーク時の半分程度になっております。

そういった中で、こういったご要望は、あちらからこちらから1日も早くというようなご要望がございますのは十分承知しておりますところでございますけれども、そういった現実的な事情もございまして、順番にやらせていただくというのが、逆に私どもからのお願いでもございます。

そういったことでございますので、今後、まず今やっているところを早く済ませてということで、あとは今私が言ったようなことで、順番にやる箇所を進めていきたいというふうに思っております。

ファシリテータ

ありがとうございました。

今、無堤地区についての河川管理者側からの回答といいますか、コメントがございました。

後半の方の伊沢谷、並びに五明谷の伐採の件で、どうぞお願いいたします。

河川管理者

河川調査課長でございます。

伐採の部分ですね、我々の管理の部分については、現地を見させていただきまして検討させていただきたいと思っております。

ファシリテータ

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞお願いいたします。おところとお名前の方を賜りたいと思っております。

本編の71ページというふうな、今お声がかかりました。

参加者（Dさん）

阿波市から参りましたDと申します。座ってよろしいでしょうか。

ファシリテータ

どうぞ。

参加者（Dさん）

2点ほど、お願いなり、またご要望させていただきたいと思います。

まずは、河川法が変わりまして、このような国土交通省の皆さん方の、こういう地域の住民の意見を聞くという姿勢は大変うれしく、高く評価しておりますので、また今後ともよろしくお願いを申し上げます。

私どもの、1つは内水の対策についてでございます。阿波市は今、地図の吉野川の上のあたりで、ポンプ場が何カ所かありまして、台風になりましたら内水対策で排水していただいておりますが、どうしてもそのポンプ場の機能、そしてまた設置してないところにおきましては床上・床下浸水、そして田畑の冠水等で被害を甚大にこうむっておりますが、この河川計画には、そのポンプ場の新設等とか整備等、計画が余り書かれてなくて、今後の計画に付するというような格好になっておりますので、そのときにはぜひとも地域住民の声を聞いて、被害の甚大なところに対して早急にポンプの新設、それとまた増設をお願いしたい。

それと、石井の三郎広場ですか、防災ステーションの中のところにポンプ車を配置しておるのは知っておりますが、その稼働実績、それとまた大水が出たときに、その限られた台数で稼働しますので、その運営するについての規定みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。それが内水面に関しての要望、そしてまた疑問でお答え願いたいと思います。

それと、あと1つは附図 - 8、9。

ファシリテータ

附図 - 8、9ですか。

そしたら、ちょっと冒頭の、1つ目の内水についてのことで河川管理者の方のコメントをいただければと思いますが。

阿波市のDさんの方から2つあるうちの1つ、内水対策ということで、そのうちで2つ分かれているんですが、1つ目としては、内水におけるポンプ場の計画がちょっと余り載ってないということで、今後、住民の方の意見をお聞きしていただいて計画に反映してほしいというふうなことが1点。もう1点が、石井の防災ステーションのポンプの稼働実績であ

るとか、あるいは運用の規定だとか、そういったことを教えてほしいというふうなことでしたが、もし何かコメントがいただけましたらいかがでしょうか。

はい、どうぞよろしく申し上げます。

河川管理者

すいません、ありがとうございます。

今の件、では1点目だけということでございますが、まず内水対策につきましては、まさにおっしゃるとおり、今、河川整備計画で書いてございますのは川島と、それから角ノ瀬の排水機場を床上でやってございまして、その部分につきましては引き続きやるということを書かせていただいております。

それと、あの絵をごらんになってわかると思いますけれども、全部で35カ所の内水箇所があると。既に今まで、内水ポンプをこれまでもつけてまいっております、今の角ノ瀬が $20\text{m}^3/\text{s}$ 、それから川島が $18\text{m}^3/\text{s}$ の計画でございます。で、これまでに吉野川沿線で全体で $144\text{m}^3/\text{s}$ のポンプをつけてまいっております。それで今後は、ここにお示しますように、その35カ所の内水地区があるということで、非常に、どこからの地区ということにはなかなか今すぐ決められないというのが実情でございます。

先ほどお話ししました予算の話もございまして、ポンプ場というのは非常に事業費も高くつきますので、莫大な予算になるものですから。それで今の我々の考え方は、まさに今言っていたいただきましたが、甚大な被害のところにはぜひというようなお話も言っていました。まさにそのとおりでございまして、やはりどうしても、すべて同時スタートというわけにはいきませんので、被害が大きい箇所とかそういった緊急性の高いところから、やはりどうしてもやっていかなければいけないというふうに思っております。

それと、ポンプ車の件でございますけど、稼働実績については、去年、おととしも実際にポンプ車を現場に出しております。すいません、手元に今はちょっと資料がないものでございますので、また改めて、実績をまとめておりますので、またお見せしたいと思えます。

それと、ポンプ車の大水のときの運営の件でございますが、これにつきましては一応、ポンプ車の要請は各市町村から県の方に上げていただいております。それで県の方でいろいろ検討していただきまして、その中で国土交通省の方に、どこそこにポンプ車を行ってくれと、こういうような要請がございます。そういったことで、今現在、運営をしております。

簡単でございますが、以上でございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

では、2つ目の方のご質問を、Dさん、お願いいたします。

参加者（Dさん）

はい。2つ目は、附図 - 8、9でございます。

私は、この附図の上の善入寺島の堤防の少し上の方に住んでおりまして、善入寺島耕作組合の耕作組合員でございます。

この善入寺島というのは、総面積で約500haありまして、牧草地、そしてまた防水に対しての竹林等を含めて500haで、耕作を今なさっている耕地は大体360から70ha、そして組合員が約670人ほどおられて、吉野川市、そしてまた阿波市の野菜、それから農産物の一大産地となっております。

それで、今、私どもが望んでおるのは、ここが遊水地帯になっているということは重々わかっております。それで上流の方で堤防を、遊水地帯の堤防を閉めていくとなれば、当然、遊水地帯のこの島に乗る回数が多くなりますので、この間から河道内の樹木の伐採で流域を整備していただいておりますが、なおまだ河道の樹木が生い茂っておりまして、それで河床が上がっております。それを河床を下げていただいて、その善入寺島を守ると、優良な耕作地を守るということでお願いしたいと。

ここ近年の吉野川の話で、第十堰がものすごい話題になって、文化財であるというふうに皆さん一生懸命言うております。私は、我々この地域に住んでおる者に対しましては、この善入寺島というのは有史以来、嘗々と先人が耕作してきた大きな文化財だと思っております。それでまた、こういうふうな吉野川の恵みに生かされた農作物によって生活をしている組合員がたくさんおるということを、まず頭の中に置いて、これからこのあたりの整備計画、樹木の伐採、それで河床の整備等をお願いしたいと思っております。

これは我々、吉野川の恵みに生かされておる、吉野川とともに生きている住民の切実な願いであります。これは国土交通省とともに手を携えて整備計画に参加させていただきたいと思っておりますので、この河道域の樹木の整備計画等におきまして、ぜひ読んでいただければ、とてもうれしいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ファシリテータ

2つ目のご意見でございました。

築堤ができていくと善入寺島がつかっていくのが多いので、まあ伐採と。

参加者（Dさん）

いや、善入寺島は入水地帯だからつかるのはわかっております。

ファシリテータ

樹木伐採だけでなくて。

参加者（Dさん）

そう、河道。

ファシリテータ

河道を低下するような対策はとれないかというふうなことでございました。

コメントいただけますでしょうか。

河川管理者

では、私の方からちょっとコメントということで。

ちょっとお配りしている整備計画の素案がカラーではないので、おわかりにくいかもしれませんが、今言われました8ページ、9ページにつきましては善入寺島が入っておりまして、川のところでちょっと濃くなっている色があると思いますが、そこが実は樹木を伐採する箇所でございます。

ご承知のとおり、ここにもこういうふうに書いてございますし、それから以前、今言われたようなご要望もございまして、平成16年度から、川の中の特に北側の樹木の伐採については行わせていただいているところでございまして、ことしも今までの規模以上に伐採するというようにしております。

それで、堤防の整備に伴いまして、そういう、善入寺島がつかれる可能性もあるということでございますので、我々としましては、この樹木の伐採自体がやはり1つは流下能力といいですか、流す、のけることによって流れやすくなるということと、それから平成16年度と17年度、北側の伐採をやってきましたけれども、そこで引き続き、連続してどんなふうになるかという調査もやっております。その調査結果でございますけれども、やはり木を切ったところは河床が、大体一番深いところで2m近く下がっております。それで、木を切ることによってやっぱりそういう効果があるというのは、これは今の事例からも確認できておりますので、引き続き樹木伐採についてはやっていきたいというふうに思っております。

それと、河床の土砂をとということでございますけれども、これにつきましても全然念頭

にないということではございませんが、ただ少し現実のお話をさせていただきますと、その善入寺島のすぐ上流のところに日開谷川というのがございますね、御存じだと思うんですが、その川が非常に土砂流出の多い川でございます。仮に取ってもなかなか、すぐまたたまるということでイタチごっこみたいな格好になってしまいまして、そこだけに毎年莫大な費用をかけるということはなかなか現実的には難しいことがございます。

そういう意味で、今、樹木伐採によって効果があるということも、我々の計算といえますか計画の中で確認はできておりますので、まずそちらの方からやらせていただきたいと思っております。

今後とも、整備計画づくりについてはいろいろとご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

ファシリテータ

ありがとうございました。

よろしいでしょうか、D様。

ほかにいかがでございますか。どうぞ、お願いいたします。

おところとお名前をいただけますか。

参加者（Eさん）

吉野川市のEと申します。

美馬市でもちょっと発言させていただきましたけれども、きょう時間が余ってましたらと思って参りました。

ファシリテータ

ありがとうございます。

参加者（Eさん）

先ほどの阿波市の方が発言された内水対策にちょっと関連するのですけれども、70ページに、内水対策が少し計画の中に入っているようなんですけれども。

ファシリテータ

70ページですか。

参加者（Eさん）

はい。この計画が、平成16年度の23号台風に対応する河川整備計画ということで、あの台風で内水の被害を吉野川市もたくさん、旧山川町から川島町、鴨島町のあの内水で、たくさん家屋が床上浸水をしました。この対策は県の方とも大変連携してやっていただき

たいところなんですけれども、具体的にこれについて、先ほどのDさんがおっしゃったように、ポンプ場の整備のスケジュールが全く書かれていません。それで副所長さんが、大変たくさんの費用がかかるので難しいということだったんですけれども、この30年の計画はこのままで、この計画案の中に含まれないのでしょうか。それとも検討されて、きちんと30年間にこことここだけはやるというふうに案が出るのでしょうか。その検討する際のいろんな被害の甚大さに応じての優先順位ということでしたけれども、その辺のこともオープンにさせていただけるのかどうかというのが1点です。

それと、内水被害についても1点あるんですけれども、ハザードマップの作成というのがソフト対策で出ているんですけれども、今、会場の外に浸水想定区域図総括版というのがありましたので、ちょっと持ってきたんですけれども、これは150年に1度の洪水ということで、大変な、どこもかしこも2mから5mの浸水ということで、これは実質、あんまり役に立たないのではないかと思うんです。23号台風程度の雨量、流量のときにどのあたりが浸水するのかという、もっと身近な洪水に対してのハザードマップが必要になってくると思うんですけれども、その辺も早急につくっていただけますように、これは要望です。

ファシリテータ

わかりました。

今、Eさんからお2ついただきました。1点目、内水対策におけるスケジュールの明確化、その場合のそれを決めるときの検討過程といいますが、それはオープンになりますかというふうなご質問でございます。もう1点はハザードマップで、今、図を用いながらご説明いただきましたが、もう少し洪水として身近な洪水の絵ができませんかという、こういったことですが、河川管理者の方から何かコメントいただけますか。

河川管理者

では、初めの内水対策については先ほどもちょっとお答えしたところでございますけれども、その部分を除きまして、今のご質問のスケジュールということでございますが、このスケジュールにつきましては、先ほどもご説明しましたように、今、具体的にこの順番でということはまだ決めておりません。先ほどご説明しましたように、緊急度の高いところからということにならざるを得ないと考えます。

ただ、計画の中身につきましては、ちょっと私、すいません、さっきご説明の中で本来なら冒頭に申し上げておかなければいけなかったこととございますけれども、この整備の整備項目に示しています項目とか、あるいは内容につきましては、その進捗状況をフォ

ローアップしていくということにもしておりますし、必要に応じまして整備項目の追加、あるいは削除とか、あるいは実施内容箇所の変更といったことも見直していくということにしております。

ほかの会場でもご質問ございましたが、現時点での計画ということで、どうなるんだというようなことでもございましたが、将来的にすべて予測をするといった計画というのは、これは現実的に難しい問題でございますので、そういった意味で、今申し上げましたように、その状況に応じて柔軟に対応していきたいということを初めにちょっと申し忘れてました。申しわけございません。

それで、そういう意味で計画が決まるといいますか、その内水被害があったところを、緊急的にやらなければいけない部分を、やはり優先的に対応していくということになりますので、計画的にというのは逆に非常にあらわしくいというのも現実の話でございます。それはあくまでも、先ほど申し上げましたように、これだけ内水地区はあるわけでございますので、どこからということがなかなか難しいということでございます。

それと、ハザードマップでございますけれども、ちょっと私のわかる範囲内でまずお答えして、あと担当の方から補足がありましたらお話をさせますけれども、まず150分の1のハザードマップ、これはすべてつかるとのことのご理解でございますけれども、これはあくまでも破堤があったときですね、だから内水でつかるということではなくて、堤防が切れたと。一番浸水被害がひどくなるところで仮に堤防が切れたとしたら、こういうところがこれぐらい浸水しますよという絵でございます。ですからそういう意味では、どこもかしこもという表現が逆に当たっているのですけれども、内水ということではなくて、内水も一部含まれる分もでございますけれども、基本的には堤防が切れたと。それでどんどん水が入って、いっぱい、ああいう地区がつかるという表現でございます。

それで、おっしゃる23号とかの対応ということにつきましても、切れればある程度水は入りますので、余り範囲的には変わってこないと思いますけれども、おっしゃる意味はわかりますので。例えば、今、我々の方ではちょっと動画的なものもつくっております、どんなふうに、例えば一番岩津の下が切れたといったときには、どれぐらいの時間でどこら辺で浸水していくかというような、そんなシミュレーションもやっております、そこら辺は地元の市・町とどんなふうなハザードマップをつくっていくかというのは、我々も連携して応援していておりますので、そういうご要望があれば、そういったようなハザードマップにつきましても今後検討していきたいというふうに思います。

ファシリテータ

ありがとうございました。どうぞ。

河川管理者

河川調査課長でございます。補足させていただきます。

わかりやすい身近なということで行くと、例えば平成16年23号の浸水実績に対するハザードマップみたいなこともつくれることございまして、今つくりつつある、市町村さんの方でハザードマップをつくられるわけですけれども、その段階ではそういう線も入れたりして工夫をしているという事例も見られます。我々としても、ハザードマップの作成に関しましては、技術的に市町村さんを後押ししていくという体制もつくっておりますし、そのつもりでございますので、ご相談いただければ我々としてご支援してまいりたいというふうに思っております。

ファシリテータ

ありがとうございました。

先ほど、Eさんの方の前半のご質問と、実はもう1つ後半にあって、スケジュールを決めていくときの検討のオープン、検討過程の公開性ということでおっしゃっていましたが、これについては何かコメントをいただけたら。

河川管理者

その分につきましては、ほかの計画をつくるのも、内水対策だけではなくて、ほかの部分もこれは当然同じと思っております。我々が計画をつくって、これからつくっていく上でつくらなければいけない部分が幾つもございますので、できる範囲内でその根拠とか、そういったものをお示していきたいというふうには思っております。

ファシリテータ

ありがとうございました。

いかがですか、Eさん。

参加者（Eさん）

ポンプ場の、書くのが難しいということで、この計画は多分この1年ぐらいかけてつくられるとお聞きしているんですけども、それで随時追加したりということはあり得るといってお答えだったんですけども、だから、この計画がこの1年で完成するときには、そのポンプ場の増設とか新設の計画は盛り込まないということで、それ以降に必要あれば追加したり検討したりということだったんでしょうか。そこがちょっとわからなかったんで

すけど。

ファシリテータ

素案自体が1年間でできるということで、今言っただんなこう、内水も含めているんな計画が検討作業の中に入りますかというふうなことでしょかね。

今回の素案の計画と、今言っただんな要望だとか、そういったところが入るかどうかということだと思えますが。

河川管理者

河川調査官の大谷でございます。

最初にごあいさつのときに申し上げましたように、今回の整備計画はこういう、会場での皆さん方のご意見を聞きながら、直せるものは直しますと。できないものは、なぜできないかをご説明したいというふうにお答えしています。

先ほどから事務局の方が答えておりますが、まああんまり予算の話は正直いってたくはありません。ただ、我々の事業というのはどうしても予算に縛られているし、それもこれだけ、30年も先になりますと、今の公共事業の割合が年3%ずつ減らされているのに、30年後どうなっているかというのは正直いってよくわからないところがあります。だから非常に、正直いってお答えづらいんです。

それと、先ほどから会場から出ているように、一方でまだ堤防もないよと、30年40年たっても堤防はできないではないかと、どうしてくれるんだという声もはっきりあります。それで、内水というのは堤防ができたところの話なんです。これを皆さんの意見を聞きながら、我々、兼ね合いをとってどこまでやれるかということで、正直いって、今の段階でポンプはこれしか絵をかいてないというのが本音です。ただ、もちろん内水は、困っている地域がどこかというのは、ここに出していますように、35カ所もあってまだ14カ所しかない。だから残りはついてないわけですから、それも含めて検討はさせていただきます。

ただ、ここで、ではでき上がったときに書いていますね、答えると言われるとちょっと、もう少しお待ちください。

ファシリテータ

はい、どうもありがとうございます。

今、時刻が5時をちょっと過ぎました。あと、もうお1人だけにさせていただきたいと思いますが、どうぞお願いします。

参加者（Fさん）

失礼します。美馬市のFと申します。

先ほどのBさんと同じ地区なので、ちょっと美馬市の会場のときに出席ができなかったもので、きょうお許しをいただいて出席させていただきます。

先ほど、Bさんのお話と一緒になんですけれども、ご承知のように、私たちの美馬地区、沼田地区の築堤が約1600と、鍋倉谷から東600ぐらいで約2km余りまだできておりません。それで今お話がありましたように、私はここで先ほどから皆さん方のお話を聞いておまして、非常にうらやましいなと思いました。ということは、築堤を早くしてくれという話よりも、内水を何とかしてくれと。それで、私も早く内水を何とかしてほしいという陳情したいなと。

なぜならば、私たちの沼田地区は約25町歩ほどございます。本流が流れてきて、家の前に来て、そして23号台風では8軒ぐらいの方が、農機具を運んだり米を2階へ上げたりと、親戚じゅう、隣じゅう寄ってというようなことをやりました。また明くる年も、あれは17号だったですか、同じ、ちょっと外れてまたちょっと低い水が来ました。

ご承知のように、目の前の25町歩ぐらいのところへ本流の濁流が来ますと、これはポンプも何もありません。ポンプを持ってきてくれとか、樋門をしてくれという話ではないんです。それで、ぜひその築堤を早くしていただきたいというのが、先ほどBさんの方からお願いをいたしましたけれども、ご説明を聞かせていただきますと、もちろん、こういう予算でございますのでなかなか難しいと。それで原則として下流からというような、先ほどお話がございました。

ご承知のように、もう三好郡の右岸も左岸も、ほぼもう目安がついたというふうに思います。一部、三加茂町で残っておるかもしれません。工事は三野町も残っておりますが、おおむね見通しがついたと思います。そうなってくると、吉野川の本流の中で、この沼田地区が一番上にある、上流寄りになるということですね、ほぼ。それで下流から原則としてやっていただくということになったら、ひょっとしたら沼田地区は30数年先になるのかなと。

まあこれは冗談も含めて、一番上になりますので、脇町の地区でも1300ぐらいですか、あそこも高いところがありますので、先ほどのお話ではケース・バイ・ケースで考えていくというふうにおっしゃっていただいておりますので、ぜひこの河川整備計画の中に、もう私が知っている範囲では浸水の被害の一番多いのは沼田地区だろうと思います。それでぜひこの整備計画の中に、先ほどBさんの方からもお願いいたしましたけれども、5年

でも10年でも、目が黒いうちに堤防が見えるように、私も家の前までいつも水が来よるところにありますので、何年の水がどこまで来たというのも40年ぐらい覚えております。

ぜひひとつ、一刻も早くその計画の中へ入れていただけるようお願いをしたいということでございますので、お願いいたします。

以上です。

ファシリテータ

はい、わかりました。Fさん、どうもありがとうございました。無堤地区の早期着工のご要望でございました。

今回、グラウンド・ルールでは、皆さんのご発言だけでなく、意見用紙に書かれた意見ご表明も全く同等に扱うということでございます。きょうはもう残念ながら時間が来てしまいましたので、あとぜひとも、皆さん意見用紙にご記入をいただきたいと思います。

きょう、皆さん、これだけのご意見をいただきました。ちょうど6名の方からご発言いただきました。この青いカードが皆さんのご発言でございます。黄色が河川管理者からのご発言でございます。白いとこだけ、ちょっとだけ追っていきます。これはこんな議論があったということでございます。

最初は麻名用水の水位の件、特に樹木伐採等との関係、それから吉野川南岸への流路の関係がございました。それが石井町のAさんですね。それから、美馬町のBさんの方からは取水口の砂利撤去、それから堤防整備等でございました。

ちょっとあと名前を割愛させていただきます。

それから、沼田地区の築堤の話。それから、今も出ましたが、早期の着工をというご意見がございました。それから、勝命等の無堤地区の話。それから、五明谷、伊沢谷川との合流点の内水対策の話。それから、阿波市での内水対策のポンプの話。それから、内水対策被害大ということで、それを特に地区を優先していただきたいというふうなコメント。それから、内水についての石井町の防災ステーションのポンプ車のいろんな実績とか、あるいは運用の件。善入寺島の対策の件。それから、それについての樹木だけではなくて河床の土砂、河床を少し掘削してほしいということ。それから、吉野川市における内水被害、こういったこと。それから、1つ応援メッセージがありました。意見を聴く会等の開催について、これについて応援のコメントでございます。それから、ハザードマップについての件。それから、整備計画の素案のスケジュールと、いろんな対策との関連の件。それから、最後にもう一度ですが、美馬町沼田地区の無堤地区のご要望の件がございました。

ご意見記入用紙は2つございます。皆さんの資料3における河川管理者用のご意見用紙でございます。どうしても名前が書きたくないという方は、このcommons席の方へ、青いカードがあります。ぜひ皆さんのご意見をお書きいただきますようお願いをしたいと思います。

きょうの進行は、私ども中立、独立の立場のcommonsが行いました。ちょっとお立ちください。

きょうの進行は一応、commonsはここまでにさせてもらいたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

それでは、マイクの方を司会の方にお渡ししたいと思います。

司会

澤田さん、どうもありがとうございました。

皆様、本日は熱心なご意見、まことにありがとうございました。本日いただきましたご意見等は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映していきたいと存じます。

また、本日、配付資料の中に意見記入用紙を準備いたしておりますので、ご意見のある方はご記入の上、受付付近の意見回収箱にご投函ください。

それでは、以上をもちまして、「第1回吉野川流域住民の意見を聴く会」を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

〔午後 5時10分 閉会〕